

令和8年3月定例会
市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和8年3月10日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和8年3月10日(火) 午前8時58分
閉 会 日 時	令和8年3月10日(火) 午後3時30分
委 員 長	田中 克美
委員会出席委員	
委 員 長	田中 克美
副 委 員 長	高橋 亜紀
委 員	羽鳥 健、竹田 悦子、大塚 佳之、橋本 稔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 3 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 4 号	令和 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 0 号）	原案可決
第 3 0 号	令和 8 年度鴻巣市一般会計予算	原案可決
第 3 1 号	令和 8 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 2 7 号	令和 7 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 3 5 号	令和 8 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(危機管理)

危機管理監

沼上 勝

危機管理課長

田中 希

(市民生活部)

市民生活部部长

田島 盛明

市民生活部副部长

高橋 亮介

市民生活部参事兼自治振興課長

金子 学

市民課長

加藤 勝美

国保年金課長

宮澤 多喜也

国保年金課副参事

金子 康信

(環境経済部)

市民生活部部长

長澤 和弘

市民生活部副部长兼農業委員会事務局長

藤村 弥

市民生活部副部长

渡辺 信昭

市民生活部参事兼環境課長

小林 勝

市民生活部参事兼農政課長

板倉 秀行

商工観光課長

川口 修

道の駅整備プロジェクト課長

酒井 孝之

環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長

田村 邦博

吹上支所副支所長

吉田 勝彦

川里支所副支所長

中越 好康

書記 藤平 美由紀

書記 椎橋 綾乃

(開議 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

(危機管理課長) 貴重な時間をお割きいただき、申し訳ありません。昨日の議案第 30 号の質疑におきまして、橋本委員から質問のありました、自主防災組織の過去 5 年間の結成数の推移についてお答えいたします。令和 2 年度末の自主防災組織結成数は 117 団体、令和 8 年 2 月現在の結成数が 126 団体となっております。本市の世帯ベースでの組織率は、令和 3 年 4 月 1 日が 63.2%、最新の数字が令和 7 年 4 月 1 日現在になりますが、71.7%と微増しております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(大塚) おはようございます。それでは、通告もしてありますので、それに従いまして順次何点か伺います。

初めに、ページで申し上げますと 113 ページの市民活動センターから、279 ページの産業観光館ひなの里までについて伺います。幾つかの施設があるのですが、これはいわゆる公共施設であります。運営方式は、委託であったり、直営であったりと様々だと思いますが、その施設の中で A E D の設置について伺います。具体的にそれぞれの施設の中で A E D は設置されているのかどうか、この点はいかがでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) まず、コミュニティセンターから申し上げます。本町コミュニティセンター、コミュニティふれあいセンター、市民センター、こちら 3 館とも A E D は設置されております。市民活動センターがありますフロアにありますサービスコーナー、パスポートセンター等につきましては、市民活動センターに設置をさせていただいております。

以上です。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) コウノトリ野生復帰センターになります。こちらでは、A E D 1 台を設置しております。

以上です。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

川里農業研修センターと笠原稲穂センター、ともにAED1台が設置されております。

以上です。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、にぎわい交流館にこのすのほうですが、1階カフェのほうへ1台設置。花と音楽の館かわさとの花久の里、こちらのほうには本館事務室前に1台設置。産業観光館ひなの里については、1階の特産品販売所に1台設置。

以上でございます。

（大塚）おおむね全館に設置がしてあるということが分かりました。

そこで、改めて伺いますが、設置以降、使用した実績についてはあるかどうか。使わないにこしたことはないのですが、使ったことがあるかどうか、その点はいかがでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）コミュニティセンター、市民活動センターにおいては、ここ数年使ったという報告は受けておりません。

以上です。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）コウノトリ野生復帰センターにおきましては、最近使ったという報告は受けておりません。

以上です。

（環境経済部参事兼農政課長）川里農業研修センター、笠原稲穂センターともに使ったという報告はございません。

以上です。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

にぎわい交流館、花と音楽の館かわさと、産業観光館につきましても、使用したということは聞いておりません。

以上でございます。

（大塚）使わないにこしたことはないというのは当然のことではありますが、このAEDなる装置が、設備が出来上がった当時よく言われたのが、使い方の講習会があるので、ぜひ受講してくださいというようなお知らせと一緒に流れたと思います。そこで、施設それぞれで違いがあると思

いますが、例えば常勤の方、あるいは非常勤の方等々その施設に関わる方々は、A E Dの使い方の講習会、これを受講しているかどうか。受講といっても、一度やって数年たつと、やっぱり記憶から薄れてしまうので、本来は定期的に使い方については常に学習するというか、講習を受ける姿勢も必要だと思いますが、この受講状態、状況については、把握をされているでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）コミュニティセンター、市民活動センター、こちら指定管理者制度になっておりますが、常勤、非常勤全て毎年A E Dの取扱方法の受講をしております。

以上です。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）天空の里におきましては、常勤者4名及び非常勤2名が勤務しておりますけれども、A E D講習については、全て受講済みというふうに聞いています。ただ、定期的に受講しているかどうかというのは確認が取れておりません。

以上です。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

川里農業研修センターと笠原稲穂センターですが、消防を招いて救命講習会を年1回実施しております。A E Dの使用についても、その中で指導を受けております。

以上です。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、にぎわい交流館にこのすにつきましましては、常勤職員2名、花と音楽の館かわさとにつきましましては常勤職員3名、非常勤職員5名、産業観光館ひなの里につきましましては、常勤職員2名、非常勤職員4名が受講しているということです。

以上でございます。

（大塚）毎日とは言いませんが、やっぱりできるだけ回数を重ねて、使い方のノウハウについては熟知している必要があると思います。これは、今回8年度の予算の審議になっていきますので、ぜひ8年度中も欠かさず、できたらまめにA E Dの使い方については、十分そういったタイミング

というか、機会を取っていただくべきかなと思っています。これは、過去において、今現在もAEDは十分機能できる状態にあるということで理解をして、次の質問に移ります。

143ページであります。市民課所管のマイナンバーカード交付事業であります。今現在は新規の申請、あるいは直接最終手段、最終の段階になる交付、あるいはタイミングによっては更新の時期を迎えているかと思えます。そこで伺いますが、当然この本館の1階、あるいは吹上支所、あるいは川里支所それぞれで、ある程度の人数が今申し上げた事務の関係で来ているものと思われます。そこで、本庁の分、吹上の分、川里の分、現状どのような取扱状況かについて伺います。

（市民課長）窓口でマイナンバーカードの申請手続については、オンラインとかでも申請できますので、実際の窓口での申請のサポートという件数でちょっとお答えさせていただきます。まず、本庁につきましては、令和5年度が約1,600件、令和6年度が約4,000件、令和7年度が1月末現在ですけれども、3,100件となっています。交付件数についてはですけれども、同じく令和5年度が約1万1,100件、令和6年度が約9,800件、令和7年度が1月末までで約1万2,000件となっています。

以上です。

（吹上支所副支所長兼地域グループリーダー（課長級））それでは、吹上支所の状況をお答えいたします。

申請サポート件数は、令和5年度が270件、令和6年度が約800件、令和7年度が1月までですが、約800件となります。交付件数ですが、令和5年度が約2,100件、令和6年度が約1,600件、令和7年度が1月までですが、約1,900件となります。

以上です。

（川里支所副支所長（課長級））お答えいたします。

川里支所は、申請サポートは令和7年2月から開始し、申請サポート件数は令和6年度が約20件、令和7年度が1月末現在で約130件となります。交付件数は、令和5年度が約540件、令和6年度が約310件、令和7年度が1月末で約400件となります。

以上です。

（大塚）このマイナンバーカード、事業開始から年々増えているなという気がいたします。そこで、改めて伺いますが、いわゆる申請のサポートということですので、場合によってはなかなかスムーズに理解がしていただけない場合等があったり、あるいは場合によると、交付、いわゆる直接の最終の段階に来ているときであっても、市民の皆さんが、利用者ですね、十分理解をしていただけていれば結構なのですが、場合によると勘違い等も含めて、ついつい最終的には苦情ですとか、あるいはこうであったらいいのになというような要望があるかなと思われま。具体的に要望や苦情がもしあるとすれば、どんな内容として出されているのか、その点はいかがでしょうか。

（市民課長）全般的な苦情と申しますかになるのですけれども、まずはがきの内容がちょっと小さくてよく分からないというのがよくあります。こちらにつきましては、国のほうの仕様で標準的なものなので、なかなかちょっと説明し切れないところあるのですけれども、現状でははがきに宛名シールを貼ったりして補足の説明をしたりして、そこには適宜補っております。

あと、もう一点、予約で受け取りというのがあるのですけれども、現在本庁におきましては、土曜日が完全に予約制取っております。平日につきましては、予約と、予約なしでも受付ができるようになっています。土曜日につきましては、平日来られない方がおりますので、なかなか予約が取れないということも時々聞きますので、そこら辺の予約状況の管理をもう少し厳密に行って、早めにカードが取得できるように職員体制とかを含めて調整していきたいと思っております。

以上です。

（吹上支所副支所長兼地域グループリーダー（課長級））それでは、吹上支所のほうからお答えいたします。

カード交付件数が多い時期におきましては、予約がなかなか取れない状況がありました。現状では、端末を2台設置しておりますが、スペースの関係から台数を増やすことが難しい状況であります。しかし、今後も

効率的な事務処理を心がけまして、カード交付については支障はないよう進めてまいりたいと思います。

以上です。

（川里支所副支所長（課長級））お答えいたします。

川里支所につきましては、端末が1台のみの設置であるため、対象者によっては手続時間が長くなった場合、次の予約者の予約時間と重なってしまうことがあります。予約時間内で手続が終了するよう、円滑な事務処理を心がけ、交付事務に支障がないよう努めてまいります。

以上です。

（大塚）分かりました。8年度に向けては、ぜひ市民サービスの向上に努めていただけるものと確信をしております。

さらに、1点だけ、どうしても確認したいことがあるので、これ市民生活部長に伺いますけれども、先ほど市民課の課長から、はがきで案内、通達が行っている、通知が行っているということが出ました。これは、鴻巣市の規格で出しているものではなくて、国が発行しているはがきというふうに私は理解をしておりますが、その中の一部分に、受け取った方、いわゆる当事者に対して来るはがきなのですけれども、交付の際、予約について、要るとか、要らないとか、ちょっと分かりづらい表現が出ているというのを耳にしました。もし分かりづらいのであれば、国が出している、形の決まったはがきであったとしても、何らかの形で市で対応すべきだと思えますが、その不明な部分も含めて、もし内容がお分かりになれば、今どんな状態で、今後改善が可能かどうかも含めて、その点について伺います。

（市民生活部長）マイナンバーカードの交付に当たっての通知に関してお答えさせていただきます。

今委員おっしゃったとおり、国のほうの仕様に基づいた通知はがきとなっておりますので、全面的に分かりやすくすることはちょっと難しい点もあるかと思えます。現状といたしましては、確かに交付の場所、そちらのほうエリアでもう決められていまして、吹上支所エリアの方については吹上支所で受け取りとか、川里支所エリアの方については川里支

所、明記されてしまっているがために、そこに行けばいつでももらえるのではないかと思われる市民の方も多数いるというのは承知しております。どうしても吹上と川里支所につきましては、マイナンバーカードを保管するということがちょっと難しい点がありますので、予約していただいた方のマイナンバーカードを本庁から運んでというか、支所のほうに移送して、そちらのほうで交付を行っているということもありますので、今後可能な限り手が加えられる範囲で分かりやすい周知に努めてまいりたいと思います。

（大塚）次の質問です。

249ページ、環境課、合併処理浄化槽設置補助事業であります。当然合併処理浄化槽を設置する際の補助金があるというふうなことで、ここには具体的に金額が載っておりますが、それ以外のことが示されておられません、予算書上では。1つ気になるのは、設置後必ず受けなくてはならない検査というのがあります。具体的には第7条と第11条の2項目だと思いますが、これから辺は設置の補助申請があつて、いわゆる補助決定というか、決まった場合、この2つの項目の検査について、あわせてどのような周知、情報提供をしているのか、この点はいかがでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）現在も周知をしておりますが、広報にて浄化槽の定期水質検査である11条検査に加えて、清掃及び保守点検の実施について掲載しております。そのほかにホームページにおいても、法定検査について周知、啓発を行っている、現在のところでは。

以上です。

（大塚）今の答弁でいきますと、11条が設置後で……7条が設置後でよろしいですか。恐らく7条は、設置後一定期間の中で検査を行う。もう一つの11条のほうは、設置した後一定の期間の中で複数回といいますか、使っている間は多分永久的にということになると思いますが、それが義務づけられているという理解になると思います。昨年秋ですか、川里地域の屈巢地区のほうからある方から連絡がありまして、いや、実は今検査で自宅のほうを何人かが訪問していて、うちにも来たのだよという方がいらっしゃいました。その方のお宅は、その検査をされていな

かったらしいので、慌てて確認で聞きたくて電話したのだけれども、どうなっているのだっけという内容だったのです。そのときに、そういう検査があって、しなくてはいけないというのを初めて理解したという話だったのですが、過去においても、これからもそうでありますし、8年度の補助をする際に、しっかりと7条、11条の検査は受けてくださいと。さらに、1つの検査項目については永久的に、いわゆる1回限りではありませんというのをしっかりと伝えることが必要かなと思います。8年度の中でその対応は可能でしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）大塚委員おっしゃっているとおり、7条検査は設置された浄化槽が適正に施工されており、機能しているかを確認する検査で、設置後3か月から5か月に受検義務という形になっております。11条検査におきましては、保守点検や清掃が適正に実施されているか、浄化槽の機能を維持しているかを確認する検査で、毎年1回義務づけられている状況です。今後、今現在も広報、ホームページでも掲載しておりますけれども、より詳しく掲載できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

（大塚）8年度の予算は、もう計上されておりますので、無理なのですが、毎年行う検査については、当然無料ではない、お金がかかります。例えばこの検査について、今後幾らかでも補助をしていこうとか、そういったことは可能でしょうか。いかがでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）今後調査研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

（大塚）次の質問です。257ページ、農業委員会。農業委員会運営についてです。具体的に伺いますが、8年度のテーマ、目標設定はあるのでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）お答えいたします。農業委員会の活動につきましては、農業委員会等に関する法律に基づきまして、農地等利用最適化活動の推進を最も重要な事務として位置づけ

ているところです。その具体的な内容といたしましては、認定農業者などの担い手への農地の集積、集約、それから遊休農地の発生防止及び解消、新規就農者の参入促進、以上の3つを柱として取り組んでおります。今後もこの3本柱をテーマとして中心的に活動を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）農業委員会といいますと、どちらかという農地以外の利用について、いわゆる一言で言うと農転とか、どうしてもそこら辺が強過ぎて、農業全般に対して、あるいは農業振興とか、広い意味でどんな活動をして、どんな目的を持っているかというのがなかなか見えてこないのです。私は、農業全般、いわゆる農業の活性化という意味では、農業委員会の中でしっかりとテーマを決めて取組をすべきかなと思っています。例えばここ数年の傾向でいきますと、夏の高温障害によって、お米や野菜を含めてかなりの農作物に影響が出ています。これらについて、農業従事者、あるいは農産物生産者に対して情報提供できるような、そういった研究をするとかというのは、農業委員会の中で可能でしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）お答えいたします。

そういった事業に対して農業委員会で行うということはございませんが、そういったいろんな情報を各農家の方にお伝えするという事は可能ですので、そういった部分については、今現在も農業委員や最適化推進委員の方が各農家の方々に常に新しい情報を提供しているものというふうに捉えております。

以上です。

（大塚）もしそういった新たな試みといいますか、やるのであれば、以前は毎年1回、視察研修ということで県外に出ていたと思いますが、令和8年度の中ではそういう研修、視察を含めて何か事業計画はあるのでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）お答えいたします。

今県外の研修というのは考えておりません。昨年も、ここ最近全国や県内の研修ということで、農業会議を行っている研修のほうに皆さん参加

をいただいているという状況です。そのほかにもそういった機会があれば、捉えて、なるべく参加していきたいというふうに考えております。以上です。

（大塚）次の質問に行きます。

269ページ、農政課、農業研修センターの管理運営事業についてです。この令和7年度中も施設の故障等によって利用が十分ではなかったというふうに認識をしております。そこで伺いますが、令和8年度に実施見込みの修繕について、予定があるのかどうかを伺います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

故障しております集会室のボイラー内の溶液と、ボイラー稼働のために使用する地下タンク内の灯油を抜き取る作業を業務委託として実施予定としております。

以上です。

（大塚）その工事をすることによって、集会室は故障する前と同様に、夏の期間、冬の期間を含めて通常の利用ができる、8年度中においてはそういう計画であるということによろしいでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

昨年1月末に故障した集会室の空調につきましては、1度7月に修繕を実施して、点検を行いながら稼働していたところです。しかしながら、修繕箇所とは別の箇所が故障してしまったことにより、現在使用できない状況です。この集会室のボイラーにつきましては、多角的に検証した結果、来年度の空調修繕は見送ることとしております。これに伴い、安全管理の観点から、不要となった内容物を取り除くということを8年度で予定しております。

以上です。

（大塚）ボイラー関連の、あるいは今答弁にあった不要なものを取り除くということは、将来的にはボイラー方式ではなくて、セパレートになるかなと思いますが、電気式の冷暖房を検討を進めるという認識でよろしいでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず、当該空調の修繕につきましては、主に3つの手法について、比較検討しております。まず、第1に既存ボイラーの機械の修繕ですが、昭和58年の設置から40年以上が経過しており、今回故障箇所を修繕しても、ほかの箇所で連鎖的に故障が発生するリスクがあることを保守事業者より助言を受けておりますので、抜本的な解決には至らないと判断しております。

第2に、機械本体の更新でございますが、これには多額の費用が必要となります。当該施設の利用率や今後の施設の在り方を鑑みた際、費用対効果の面から慎重な検討が必要となり、実施は見送ったものになります。第3に、個別空調への切替えについても検討いたしましたが、導入に当たっては受変電設備、キュービクルの容量不足を補うための大規模な電気工事が付随し、修繕の枠組みを大きく超える多額の費用と時間を要することが判明いたしました。

以上の検討結果を踏まえ、限られた財源を効率的に運用する観点から、現状の設備能力の範囲内で可能な限りの運用を行いたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）利用者の声を代弁しますが、農業研修センターの集会室、多分定数、いわゆるキャパとしては400とか450が示されていると思います。鴻巣市内で比較をしますと、クレアこうのすの大ホールの次に人数が収容できる施設であると思います。いわゆるそれだけ利用価値が高いといえますか、他方向に向かって利用できるという施設なのでしょう。今は冬の時期ですので、多分幾つかの暖房器具が置いてあって、それを頼りに利用されている。あるいは、昨年夏でいうと扇風機を回して、若干の涼を取りながら利用していたというふうに聞いています。せっかく今のところ雨漏りもひびも見当たらない集会室でありますので、ぜひ前向きに検討して、冷暖房、いわゆる空調は回復するようにすべきだと思っています。あの利用については、単なる部屋として利用するということも考えられますが、隣にあるテニスコート、あるいは近くにある多目的グラウンド等々の避難場所になる可能性もありますし、あるいはもし

大きな災害が起きたときの指定はされていませんが、皆さんが駆け込める場所としては、私は十分な広さがあると思っています。そういった意味では、今後しっかりと、予算が必要だというのは分かりますけれども、多くの皆さんが使える施設、利用できる施設という認識の中で、ぜひこれは継続して前向きに検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

施設が建築されて42年経過しているというところで、この集会室のボイラー以外にも建物全体の老朽化が進んでおり、雨漏りや設備の故障が顕著に見られているところです。こういった個別箇所の修繕にとどまらずに、施設全体の在り方を総合的に判断する必要があると考えております。その点で中長期的な視点に立って、今後検討してまいります。

以上です。

（大塚）もう少し時間があるので、最後の質問1点だけさせていただきます。

273ページ、びっくりひな祭りであります。これは、皆さんご存じのように実行委員会によるイベントということで、市内メイン会場を含めてあちらこちらで実施をされているイベントであって、ちょうどタイミング的にはつい数日前に今年度が終了した事業であります。そこで、この事業について伺いたいのですが、例えば今回は令和7年度、いわゆる8年開催ということで終わったばかりですが、年度ごとに開催に当たってのテーマ設定はされているのでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

実行委員会の資料によりますと、2年度からの資料がありましたので、確認しますと、テーマというか、まずサブタイトルのものをつけております。例えば一例でいいますと、令和2年ですと市制施行65周年記念、そして東日本大震災復興支援という形でやっております。ここ3年ですと、令和6年、おかげさまで20周年ということで、能登半島地震復興支援。令和7年につきましては、鴻巣市市制施行70周年、能登半島地震復興支援。今回につきましては、鴻巣市合併20周年記念、市の鳥コウノトリ制定という形で、タイトルのものは毎年こういった形で実行委員会

のほうで定めております。

以上です。

(大塚) 私は、住んでいるところが一番近いので、花久の里にこの3月で2回ほど出向きました。最初に行ったのは3月3日、残念ながら雨の模様でしたので、来客については、ある程度いましたけれども、駐車場が満タンになるほどは、その日はいませんでした。もう一回行ったのは、最終日の前の3月の7日の土曜日です。この日も強風で、寒さしのぎで来られた方もいたと思いますが、ある程度の集客があったと理解しております。そこで、3日ないし7日に一番入ってすぐのホールに行ったときに、たまたまですけれども、中の展示コーナーとして、入ってすぐの右側に連日熱戦が続いていますWBCをテーマにした特設コーナー、それとさらに右の壁には竹取物語というようなテーマを持った飾りつけがあって、さらに入り口入って左側はオリンピック・パラリンピックのコーナーというのがありました。それを見ていたときにちょっと感じたのですが、例えば前回は市制70、今回は合併20ということで、それに合わせてのテーマ設定とか、例えばいろんな捉え方があると思うのですが、来場されている皆さんは、一度来ると、来年来るに当たって、予定というか、見込みをするときに、来年はもっとすごくなっているだろう、いわゆるバージョンアップしているだろうという認識で多分来られる方が多いのだと思うのです。そうすると、肝腎なのは、その年、その年のテーマ設定というか、目標というか、しっかり定めて、今年はこれを増やしていこうとか、今年はこれに力を入れようというようなことが、できたら実行委員会で議論があって、メインを含めた数か所の会場の中で共通してイベントが開けると、どんどん、どんどん盛り上がっていくかなと思います。よく名所旧跡、あるいは都内でもあるのですが、例えばライトアップを始めて、だんだん、だんだん個数が広がったり、エリアが広がっているのです。ただ広げればよいということではないのですが、できたらびっくりひな祭りは、鴻巣市における特筆すべきイベントの一つなので、今後実行委員会に対して、これから開催されると思いますけれども、去年と比べてどこを増やしていこうか、変えていこう

かというのを含めてしっかりとテーマ設定して、それを来場者、市民の皆さんもそうですけれども、お見えになる方に対してアピールしていく、そういったことが可能かどうか、その点はいかがでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、実績のほうなのですけれども、花久の里につきましては、施設自体が積極的に時事のいわゆる状況を把握して、いろいろなものを飾っていただいています。先ほど委員もおっしゃったとおり、私も見ていて「国宝」があったのはびっくりしました。一応館長さん等に聞きますと、やっぱりそういう部分頭を悩ませているというお話を聞いております。メイン会場のほうなのですけれども……あとすみません、花久の里のほうは合併20周年ということで八角錐のひな壇、これを新しくしております。メイン会場のほうにつきましては、いわゆる市制施行70周年のときのフォトスポットを新たにつくったのと、今回それをもう一度ちょっと修繕が必要になりましたので、新しくしているということを新たにやっておるところと、あとは人気があります、人形師さんが目の前で人形を作成するというのもイベントでやっております。ほかのサテライト会場等につきましては、いろいろと実行委員会の中、部会がございますけれども、各会場に任せているような状況でございますので、これから実行委員会等々ありますので、私も実行委員の一人として、そういったご意見があったという形のをしっかりと伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

（竹田）では、歳入のほうからお聞きをします。

30ページと32ページのところで、コミュニティセンター使用料、それから市民活動センター使用料、それから32ページの農業研修センター使用料と、同じく稲穂センター使用料の利用団体の経年変化についてお聞きします。

（市民生活部参事兼自治振興課長）利用団体の変化ですが、市民活動の登録団体数は毎年増えております。ただ、指定管理者、各施設長とは毎月1度定例会を開いて情報交換等を行っております。その中での報告に

よりますと、やはり団体の高齢化や、そういったことを要因として活動回数が減少したり、団体の活動自体を休止したりということで報告は受けております。

以上です。

（環境経済部参事兼農政課長）農業研修センターの使用料についてお答えいたします。

利用団体の経年変化ということで、件数と人数でお答えいたします。令和4年度に772件、1万5,564人。令和5年度に915件で1万7,148人。令和6年度に810件で1万8,530人。続きまして、笠原稲穂センターの使用料のほうになります。令和4年度に1,364件、1万4,306人です。令和5年度に1,451件、1万3,533人、令和6年度に1,497件、1万4,873人の利用がございました。

以上です。

（竹田）30ページのほうから、コミュニティセンターと市民活動センター、市民活動センターは、登録団体は増えているけれども、高齢化に伴って利用が減っているということでした。その中で、広報を見ていましたら、1人での、個人の使用も可能になりますということが広報にあったのですけれども、ということは、これまでは個人の使用を可能にしていなかったという受け止めでよいのか、ここをまず確認したい。

（市民生活部参事兼自治振興課長）コミュニティセンターにおきましては、個人利用は認めておりませんでした。コミュニティーをつくる場として複数人、団体の貸出しのみを行ってございました。

以上です。

（竹田）今回1人の利用も可能ですよというふうにしたのは、いわゆるコミュニティーという、先ほどの理由からいうと、ちょっと相反する説明になると思うのですけれども、どうでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）基本は、団体に貸出しを考えております。ただ、利用者の、空き部屋を、予約の1週間前から空いていた場合は個人にも貸せるようにということで、利用率の向上という形で、個人にも開放するような形を考えております。こちら公民館と足並みをそ

ろえるような形で、令和8年4月1日からコミュニティセンターも個人利用を可能としております。

以上です。

（竹田）私実は、公民館の問題でいうと、生涯学習活動として個人では貸さないというのはおかしいではないかと、法律違反ではないかということを通じて本会議で質問をして、個人でも貸すということで、それは法の下での平等という点からいうと非常に私は大事なかなというふうに思うので、これはまた今後のところでいうと、個人としての法の下での平等で、団体が組織できない人がいたりする場合でも、やはり参加することによって他の団体の人とも接する機会があるわけですから、そういう点からいうと、法の下での平等という点では公共施設を個人で活用することについての制限をつけるべきではないと考えていますが、この点は令和8年度から前進するという事によろしいのですね、確認します。

（市民生活部参事兼自治振興課長）4月1日から個人利用を可能としております。あくまでも団体登録されているところが空いている場合というような形ですが、4月1日から個人利用も可能としております。

以上です。

（竹田）続いて、32ページのコウノトリ野生復帰センターの入館料ですが、入館数の経年変化で伺います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）それでは、開館日数に対する来館者の数字でお答えをさせていただきたいと思えます。施設は、令和4年の1月29日にオープンをしております。ですので、令和3年度からの来館者数でございますが、1万5,380名。令和4年度の入館者数が2万9,355名、令和5年度の入館者数が1万7,702名、令和6年度の入館者数が1万4,129名、年度としての実績の入館者数は以上となります。

（竹田）実際にいわゆるリピーターという点をどう増やすかということが非常に大事だと思うのです。子どもたちは基本的に無料ですから、そういう点考えたときに、卵が産んでもらえるかどうかというのは非常に大事なことで、それに伴って入館の時間も制限したりとか、ひなへの、

ひなというか、空ちゃんと、空、花の影響もなるべく軽減するようにしながらやるという点でも、この来館数を増やすという点ではどのように今後検討されるのでしょうか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）まず、周知が大事ということで、ホームページでの紹介を始めまして、飼育員によるワークショップなど参加型のイベントの企画ですとか、こうのと里マルシェの開催、また市内で開催されるイベントへの天空の里のブースの出店や県内外問わず近隣市町やコウノトリに関連する団体等が主催するイベント等への参加、その他毎週水曜日にはユーチューブで天空の里のライブ配信等も行っておりまして、本市のコウノトリに関するPR活動を実施して、広く来館者増加の働きかけを行ってまいりたいと考えています。以上です。

（竹田）続いて、72ページのところで、農地中間管理事業受託収入が317万3,000円で、新年度は減額にしていますけれども、その要因は何でしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。
この農地中間管理事業受託収入については、歳出の農地活用促進事業の財源となっております。そのため、この事業と同額としておりまして、令和8年度の農地活用促進事業では、職員派遣業務委託から会計年度任用職員に切り替えることに伴って、人件費の事業費が減ったものとなります。
以上です。

（竹田）分かりました。歳出でその点聞こうと思ったのですけれども、今までは派遣だったのですよね。農地中間管理事業を行うに当たって、派遣の職員だったのですけれども、来年度予算の中では会計年度任用職員にしていますよね。それは何ゆえなのでしょう。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。
長年派遣職員として勤めてもらっていましたが、この3月で派遣職員を辞めたいとの本人の意向がございました。市では農地中間管理事業の継続性が重要であると考えており、今後も農地の権利調整や農家との折衝

には専門的な知識が必要であり、個人情報等も扱う観点から、令和8年度からは会計年度任用職員に切り替えるものです。

以上です。

（竹田）ということは、派遣職員を辞めたいという方は、もう完全に辞められるわけですね。確認します。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

今のところ派遣職員で勤めてもらった方については、派遣職員としては辞めるという形になっております。

以上です。

（竹田）ということは、今まで派遣を依頼して、いわゆる派遣元から派遣をされて仕事をしていたのですけれども、派遣という形態ではしないけれども、今度は市が直接会計年度任用職員として任用するということになるわけですね。そのほうがいわゆる賃金とか、それから労働条件とか、そういうのはアップされるという受け止めでよいのか、そこら辺はちょっと詳細には何か詰めていらっしゃいますか。

（環境経済部参事兼農政課長）この派遣職員の方につきましては、日頃から会計年度任用職員の方と交流の場というか、話す機会等もあったというところで、その辺から、待遇のよいほうという考えで辞められたということもございます。

以上です。

（竹田）分かりました。一番は、そこで働く職員の方がやっぱり労働条件もよくなったり、やりがいを持って働いていただくことが大事ですので、その働いていただく方のよく意向も踏んだ環境にぜひしていただきたいと思いますが、その辺確認します。

（環境経済部参事兼農政課長）会計年度任用職員の採用につきましては、予算のほうが承認しましたら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）続いて、78ページです。土地改良施設適正化事業交付金ということで、今回増額になっていますが、その要因についてお尋ねします。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず、令和7年度につきましては、この交付金を活用して渡内糠田排水機場の1号ポンプの整備補修工事を行いました。令和8年度も引き続き同交付金を活用し、2号ポンプの整備補修工事を行う予定でございますが、1号ポンプよりも2号ポンプのほうが補修部位が多いということから、事業費が増額となるために交付金も増額としております。

以上です。

(竹田) 続いて、112ページの市民活動センター管理運営事業の中の再開発ビル管理費負担金の増額の要因は何ゆえでしょうか。

(市民生活部参事兼自治振興課長) エルミこうのすアネックス東口第2駐車場の消防設備の改修に伴う修繕の負担金となります。こちら面積割合に基づきまして負担を求められたものです。

以上です。

(竹田) 分かりました。

続いて、114ページの花のコミュニティづくり事業は減額しています。花とひな人形のまちと売り出している割には、なぜ減額になるのでしょうか。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

こちらの事業は、市内の公園等や公共施設の植栽、花壇等を維持管理する団体につき補助を行っている事業でございます。御多分に漏れず高齢化ということで、この団体が減ったことが一番の要因でございます。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。ということは、結構高齢化というのは様々な事業に影響が出るということがあると思うのです。例えばひな人形と花のまちを大いにアピールしようと思ったけれども、実際に植栽をやってくださる方たちが増えていないというか、高齢化するから、当然今までできたこともできなくなるという点では、今後の、これはちょっと誰に聞けばいいか分かりませんが、ひな人形と花のまちを売り出していく、とりわけ花というのは鴻巣市は花卉生産の活発なところですので、そこら辺はどのように今後のコミュニティづくりとして進めようとしているのか、ちょっと考えがありましたらお答えいただきたいと思いま

す。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

現在の状況は、こういった団体がやはり高齢化ということではなかなか活動が狭くなってきているということと、これはあくまで地域の中で活動していただいていることでもありますので、地域コミュニティの活性化等々も考えまして、あとは、ただそういったことも考えるのですが、やはり気候変動のおかげで夏に作業ができないというのも大きな要因になっておりますので、そこら辺は今後も団体さんとかいろいろな方たちとか関係部署と協議しながら、こういった方向がよろしいのかということとを協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（竹田）分かりました。そういう点からいうと、様々なところで総合的に本当に検討していく必要があるかなというふうに思います。

続いて、118ページから120ページの間は交通指導員育成指導事業と交通安全団体支援事業と交通安全啓発事業ということが出されています。まず、交通指導員の方もいろいろ大変な中で、いろいろなイベントになんかご参加いただいたりしています。それから、交通安全団体ってカエルか何かを作られて、子どもたちにあげたりとかしていますけれども、このそれぞれの団体から出されている要望とか、指導員から交通安全について出された要望などがあって、それが実現したことがあるのかどうか伺っておきます。

（市民生活部参事兼自治振興課長）交通指導員、もしくは交通安全母の会から交通安全対策の直接についての要望はございません。例えば交通指導員の方々からご要望というのを、立哨の方法、そういったご指摘とか相談等は受けておりますが、それは全てそのようになるように調整しております。また、交通安全団体からのPRの仕方、こちらについても、こういった時間帯にやったらどうだろうかとか、こういう場所でやったら効果があるのではないかというような要望に対しては、交通安全対策協議会の常任委員会において方針を決定して、そのように対応させていただきます。

以上です。

（竹田）続いて、同じ120ページのA Iを活用した交通安全対策が新年度予算では計上されていませんけれども、これは何ゆえに計上されなかったのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）A Iを提供していましたが受託業者のほうから、来年度以降A Iを提供することはできないという申出がありまして、事業を見直すという形になっております。

以上です。

（竹田）それは、先方の都合だからこういうふうになってしまったので、先方は何ゆえに提供できないというふうにおっしゃったのか、公表ができる範囲でお答えいただきたいと思います。

（市民生活部参事兼自治振興課長）一番の要因は、本市以外全国で多分数件しかなかったと思います。民間の事業として売上げに貢献できるほどのメリットがないというような形で、事業を取りやめたいということでした。ただ、私どもとしては、せっかく頂いた資料がありますので、こちらをこうのとりっぷのほうで活用させていただいて、市民のほうには周知してまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）確かに交通事故が起きやすい場所とか、それから歩行者に注意とかというところで喚起していただくことは大事だと思うのですが、この間言われているのは、いわゆる歩車分離、歩車分離ってどういうふうに言えば、例えば免許センターの前の信号機は右折帯があって、それで右折の信号機もある、歩行者専用の信号機になっていますよね。駅前もそうですけれども、歩行者専用の信号機になっていると。これ公安委員会の役割なのですけれども、そういうところでいうと、例えば通学時間帯に子どもたちの安全確保のために歩行者専用の信号機にしたほうがいいよとかということが、さっきの出された交通指導員との関係でもあるのですけれども、そういうふうな要望というのは出されていないのかということと、市のちょっと問題意識で、より子どもたちの安全確保という点では、歩行者専用の信号機をここら辺でつけたらいいのでは

ないかって思っているところがあれば、お答えいただきたいと思います。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 信号機につきましては、交通管理者であります警察、それからそれを実施する公安委員会の決定になりますので、市のほうから方法をアプローチというのはできるのですが、決定することはできないのが現状でございます。先ほどおっしゃられたように、歩行者専用の信号機というものを設置するにもかなりの条件がありまして、その条件を満たさないと現状厳しいということも伺っております。幾つかの箇所では、押しボタン型の、歩行者に特化した信号機というものを設置しておりますが、そういったものも通行量、それから通学路であることの幾つかの条件を踏まえて、最終的には交通管理者、公安委員会が決定するものと考えております。各団体からのそういった要望を受けることはございませんが、要望が受けた際には警察と協議をし、要望書をまとめていきたいと考えております。

以上です。

(竹田) ぜひ今後要望が出されたら、というのは通学路でこの間子どもが亡くなってしまって、これが歩行者専用の信号機だったらどんなによかったらろうというような事例もありましたので、今後よくアンテナを高くしてお願いしたいと思います。

続いて……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前10時17分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 128ページの平和事業です。平和メッセージ放送業務委託料についての内容をお尋ねします。

(危機管理課長) お答えいたします。

業務委託料の内容につきましては、まず広島・長崎終戦の日の3回分の放送費があります。これに加えまして、原爆投下時刻等を指定して放送するため、既存の番組放送中に平和メッセージを入れ込むこととなりま

すので、放送費用のほかに、放送時間の移動調整やスポンサー対応に係る費用がかかっております。

以上です。

（竹田）分かりました。そうですね、始業前の時間になりますから、確かにそうです。

平和事業の予算がそもそも17万2,000円で、非常にこの事業を見ると、近隣の市と比べても非常に少ないのですが、今、戦争は絶対駄目という声が大きく広がりつつあって、イランの状況で。戦争になると報復が始まって、本当にとどめのないことになるというのを私たち今回目の当たりに見たわけです。そういう点からいうと、絶対戦争は駄目ということと、あと平和であるという点でもっともっと予算を増やしながらか全体の認識にしていく必要があると思うのですが、広島、長崎のそうした過去の経験を学ぶと同時に未来につないでいくという点ではどうでしょうかと、工夫しながら金額を増やしていくことが必要ではないかと、これ当初予算ですから、その後増やすということは可能かと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

予算を増やすというところはすぐにお約束できるところではないのですがけれども、平和事業のほう、もっといいものがないかを見直しているところですので、その中で予算が必要なものがありましたら、8年度は難しいのですがけれども、また9年度というところは調査研究していきたいと考えております。

以上です。

（竹田）期待しておきますので、よろしく申し上げます。

それで、130ページの公共交通維持事業の地域公共交通会議委員の選出の仕方というのはどのようにお考えでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）こちら設置要綱に基づいて選出をいただいております。

以上です。

（竹田）昨日も他の委員がコミュニティバスの質問をされていて、補正

予算で、乗車人数は多いけれども、いわゆる80歳以上の方は無料ですから、そうした人たちが増えているということを考えると、やはり高齢化社会に対応した地域公共交通会議にしていく必要があると思うのですが、いわゆるそういう一番多く利用される年代の方というのは、この地域公共交通会議の委員に選ばれていくというか、可能性というのはあるのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）設置要綱に基づきまして、各要綱、例えばですが、バス事業者の代表、それからタクシー事業者の代表、あと鉄道利用者だとか、あと道路管理者、警察等、そのように定められております。4号委員につきましては、住民または利用者の代表という形を取っております。こちらには民生委員であったり、老人クラブの代表者、そういった方々、交通安全母の会の代表者というような形のいろんな方々に出席していただいて、ご意見を賜っております。以上です。

（竹田）今回、諏訪議員も一般質問でするので、あれですけれども、上会下地区のほうにバスが回らなくなってしまったとか、松原地域の本数が減ってしまったということもあります。そういう点からは、今後、地域公共交通会議で様々な内容について議論されていると思うのですけれども、ぜひちょっとお願いですけれども、民生児童委員とか、それからあと老人会とか、そういう人たちが、地域の声を寄せていただいて、会議に参加していただくというふうにぜひメッセージも送りながら対応していただきたいと思うのです。一番困ってしまう人たちの声がなかなか反映されにくいというのでは、上会下地域の皆さんたちは高校生の声を挙げて、署名なども出してやっていますので、そういう点ではそうした声が反映されていくのかどうか、確認をしたいと思えます。

（市民生活部参事兼自治振興課長）コミュニティバスについては、多くの方にご利用いただけるように努めております。ただ、制限がございます。バスの台数、それからダイヤ、これらを踏まえて判断をしております。運行事業者等、多くの方に、多く満遍なく、多くの市民の方にご利用いただけるようには努めてはいるのですが、なかなか制限があるので、

それを100%応えるところは難しいのが現状でございます。可能な限りダイヤを見直しをして対応したいと考えているのですが、無理なところも多々あるのも事実でございます。

以上です。

(竹田) 分かりました。ぜひ、いわゆる最少の投入で最大の効果を生み出すというけれども、やっぱり少数者が切り捨てられていくというのは私一番大変かなと思うので、ぜひ思いと願いを持ちながら、バスの運転士さんの不足とか、そういうのも結構深刻ですので、それらも踏まえてよく検討していただくことをお願いして、次の質問します。

234ページのコウノトリの里づくり事業です。湿地環境整備、生きもの等調査というのをこの間行われていますが、結果と新年度の目標についてお尋ねします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) それでは、お答えいたします。

まず、令和7年度の湿地環境整備として、川里中央公園予定地、弁天池、ドッグランの隣でございますけれども、そちらに環境課で管理している湿地再生事業地の除草作業のほか、コウノトリ放鳥後の餌場として、通年の水場環境の確保、採餌環境の整備を進めております。

この湿地再生事業地は、市民参加型の生き物調査等の会場としても活用しておりまして、令和7年度は8月23日に生き物観察会を実施しまして、多様な生き物の生息環境の学習の場として、小学生を中心にご参加いただきました。湿地環境につきましては、来年度は、より効率的な湛水を実施するために、湿地再生事業地の水場環境をさらに整えてまいりたいと考えております。

また、生き物調査についてでございますけれども、コウノトリが生息できる自然環境づくりに向けた施策の結果、効果の検証を図るものとして、文化庁に対する放鳥許可の主要な資料である鴻巣市コウノトリの生息域内保全実施計画にも、放鳥後の生き物調査の継続が明記されておりますことから、引き続き生きもの等調査を実施して、コウノトリの採餌環境の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）湿地環境整備と生きもの等調査を行って、例えば増えた生物と
いうか動物とかというのは確認されておられるのでしょうか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）毎年、生き物調査
を実施しておりまして、湿地整備をしている場所の比較といたしまして
は、5月、それと10月に毎年調査をしておるのですけれども、7年度の
5月の調査ですと、ギンブナ、モツゴ、メダカ、ムサシノジュズカケハ
ゼの4種が確認されました。この中で最も生息数が多かったのはモツゴ
でございまして、全体の約50%を占めましたが、重量、重さではギンブ
ナが最も多く、総重量の約53%を占めておりました。

また、10月の調査では、ギンブナ、モツゴ、メダカ、ムサシノジュズカ
ケハゼに加えまして、コイやカムルチー、雷魚の一種ですけれども、そ
れとあとタイリクバラタナゴ、計7種が確認されております。最も生息
数が多かったのは、5月と同じでモツゴ、全体の約60%を占めておりま
して、重量ではカムルチーというのが最も多く、総重量の約55%を占め
てございました。

令和6年度の調査時と同様に、農業用水の通水によって水路から魚類が
流入したことが示唆されておりますけれども、水路からの魚類の流入や
湿地内における魚類の成長によって、魚類の資源が5月から10月にか
けては増加したと考えられております。ギンブナやモツゴなど4種につ
いては、5月、10月ともに確認されましたので、6年度と同様でござい
ましたけれども、令和6年度の調査時に最も生息数が多かったメダカにつ
きましては令和7年度は大きく減少していきまして、特に10月の個体数は
令和6年度10月に比べると0.3%程度と、差が顕著な結果になりました。
これらの結果から、年や時期によって魚種の組成に変化はございますけ
れども、関新田地内、川里湿地地内の湿地環境整備地につきましては、
魚類の生息場所としては機能しているものと考えられまして、特にギン
ブナやモツゴ、メダカ、ムサシノジュズカケハゼの4種につきましては、
年や時期を超えまして生息場として機能していることというのが示唆さ
れておる状況でございまして。

以上です。

（竹田）コウノトリの里づくり事業を進めるのと、ここの川里中央公園の、今度近くにごみ処理場が建設されますよね。それらとの関係では、環境影響評価との関係とか、周辺整備とか、その点ではどのようにこのところは検討されておられるのでしょうか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）お答えします。まだ環境の調査の報告と申しますかを正式にいただけていない状態ですので、今後それをいただきましたらば、こちらの湿地の整備の影響についても調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）秋ヶ瀬のように、本当に自然が全て環境がいいと、コウノトリもやってきて、高い高台のところで過ごすというところが一番いいかなというふうに思いますので、そういう点では、ごみ処理場との関係での環境影響評価についての結果についてはまだ承っていないということでしたけれども、そうしたことも分かって、コウノトリの里づくり事業、川里の中央公園の湿地帯でやっているわけですよね。そういう点からいうと、いつまでにどういうふうにしようとしているのかという目標というのは、今後のめどとしてはどのようにお考えでしょうか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）いつまでにどのようにというご質問ですけれども、まず現状ですと、生物多様性が確保される環境づくりを進める上では、施策の効果検証を図っていくということで、継続的なモニタリング調査を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）では続いて、次の質問に移ります。

248ページのごみ処理施設等整備基金積立金2億7,000万円ですが、基金の積立目標と財源確保の見通しについてはどう考えておられるか伺います。

（環境経済部参事兼環境課長）ごみ処理施設等整備基金につきましては、積立目標額を約38億円としておりまして、この積立目標額に向けて計画

的な積立てを行っております。新たなごみ処理施設整備等の財源確保についても、適正に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）分かりました。これは、埼玉中部環境保全組合の調整委員会から、まだ正式な数字というのは示されていませんので、そういう点からいうと、財源確保の見通しという点で、私はこれは一般会計から基金として入れていくから、中部環境の基本計画の中の59億円のごく一部だと思うのですけれども、その後の地方債が返還があるということを考えたら、非常にシビアな数字が出されてくると思うのですけれども、そういう点からいうと財源確保の見通しというのは、それらも含めて環境課としてはどのように考えておられるか伺っておきます。

（環境経済部参事兼環境課長）財源確保の見通しというお話ですけれども、埼玉県中部環境保全組合のほうで適正に、今現在交付金、地方債等を適正に精査しながら計画をつくっていただいていると捉えておりますので、こちらのほうとしては、情報をいただきながら、適正に処理してまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）続いて、256ページの農業委員会運営事業で、農地情報管理ということが農業委員会の先ほどの大事な仕事のひとつになっていきますけれども、農地面積の経年変化というのはお分かりでしょうか。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）お答えいたします。農地情報管理システムのほうで管理している農地につきましては、毎年資産税と土地情報と照合しながら更新しているため、経年的な推移は把握できておりません。しかしながら、農地転用の状況から推測いたしますと、令和5年度は538筆、18ヘクタール、令和6年度につきましては381筆10ヘクタール、令和7年度、3月1日現在ですけれども、325筆、13ヘクタールの農地が転用されているということから、毎年10ヘクタール以上の農地が減少しているというふうに思われます。

以上です。

（竹田）今回も農地転用で、約5.5ヘクタールがごみ処理施設として転用

されるということになると、先ほどの農地転用の情報から見ても毎年減っているということが分かったのと、農耕車両も、本会議で聞きましたけれども、農耕車両の小型耕運機なども減っているということを考えると、やはり農業の果たす役割というのは非常に大事だけれども、全体としては高齢化で、実際に農地も減っている。そしていくという点考えたときに、次の質問とちょっとかぶってくるのですけれども、262ページの道の駅整備事業の中で、直売農産物生産拡大体制整備支援事業で約200万円計上されています。そういう点からいうと、農地は減る、耕運機も減っている、そして農家の人の高齢化という点では、ここの直売農産物というのはどのように、200万円予算化していますけれども、実際に運用しようと考えておられるのかお聞きします。

(道の駅整備プロジェクト課長) お答えいたします。

この道の駅整備事業の直売農産物生産拡大体制整備支援補助金の内容なのですけれども、こちらは目的としては、道の駅で直売する農産物の生産拡大に必要な設備等の導入を行う市内の農業者に対して補助金を交付するものの補助金です。

(竹田) 先ほど説明ありましたけれども、この200万円を予算執行したことによって、実際に、いわゆる道の駅の整備事業の目標としてひな人形と花のまちということも含めて売り出していきたいというふうにありましたけれども、それと併せた鴻巣市の農産物ってこれだというふうに売り出せるものというのは、何を売りにしようとしているのか、ちょっと確認したいと思います。

(道の駅整備プロジェクト課長) お答えいたします。

現時点では品目はまだ、道の駅での直売ということで、品目は決まっておりませんが、直売所の強みとしては新鮮な地元の野菜が手に入ることで、また直売所の成功のためには変わった野菜も必要であり、多種多様な魅力ある農産物が並ぶのが望ましいと考えております。

以上です。

(竹田) 今そういう目標を持って取り組もうとしていることは分かるのですけれども、令和10年度にオープンするのですよね。来年度、8年、

9年、10年で多種多様な野菜というのは、できてくることの保証というのはおありなのではないでしょうか。私今伺ったのは、やっぱり例えば土目として、鴻巣がなぜ花卉生産が盛んかというところ、いわゆる畑作と言われる野菜物がなかなかできにくい地質であることも含めて、花卉生産をしている方たちが多かたりする。北本、桶川に行くと畑が多いですね。ホウレンソウがあつたりとかいろいろする。そういうことを考えたときに、多種多様なというふうにしたときには、もう目標も持ってこれていこうというふうにしていかないと、1年で農作物というのはいまうまくいったということはなかなか難しいと思うのです。そういう点からいうと、もっと農業の従事者は増やす、そして小規模でもいいからやってねという人たちを増やすには、耕作機械である部分も含めてもっと支援していく必要があるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。そこら辺もっと大胆な計画を持っていく必要があると思うので、道の駅プロジェクトだけではなくて、農業全体に関わって、ちょっと副部長のほうからお聞きしたいと思います。

（環境経済部副部長）今後の農業に向けて、特に道の駅の出荷で農産物が集まるかというところですが、昨年、ファーマーズフォレストの管理運営候補者の代表者が、出荷募集、道の駅に興味のある方、道の駅の出荷や出荷などに興味のある方に向けてセミナーを開催したときに、100名ぐらいの方が集まりました。そういった中でも、道の駅に対して出すことに対して、やっぱり興味を持っている、出荷してくださる方というのはかなりあるのだなというふうにご覧いただいております。

ただ、来年度管理運営候補者と協力して、出荷者の募集に向けた、出荷に向けた説明会も開催いたしますので、そういったところでいろんな人を集めて、農産物が集まるようにやっていきたいと考えております。以上でございます。

（竹田）分かりました。いわゆる参入するというよりも、鴻巣の農業を支えてくださる方というのは私大事だと思っているのです。ですから、それはなぜかというところ、先ほど来言われている、いわゆる異常気象も一つの要因で、今いろんなところから出ています。だから、そういう点からい

うと、異常気象を抑えていくというところでは、農作物、農業をやることは、非常に一つの押さえていく大事な点かなというふうにちょっと思うものですから、それは今の副部長さんがおっしゃったことを期待して、次の質問に移ります。

266ページです。多面的機能支払交付金事業ですけれども、6,658万8,000円で、前年度の予算と比べても約700万くらい減額になっているのです。この減額に至った要因についてお尋ねします。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

まず初めに、令和7年度の予算額についてなのですが、令和7年度のときに、既存の13組織のほかに、令和7年度から活動開始を希望する1組織の活動費を含む予算額を計上していました。しかしながら、この新規の組織については地域内での協議がまとまらずに、立ち上げには至らなかったため、交付はしておりません。

令和8年度の予算額につきましては、既存の13組織のうち1組織が本年度末をもって活動を終了することとなったため、対象農用地が減少し、予算が減額となったものです。

以上です。

（竹田）ということは、そういう組織がなくなるということと、新たに組織を立てようと思ったけれどもうまくいかなかった。ということは、これ農業を支える人たちがなかなか育っていないというふうに私は受け止めますが、それが私の受け止めでよいのかということの1つの確認と、本当に先ほど申し上げたとおりに、道の駅整備しようと思っているけれども、多面的機能の支払交付金の対象になる組織をどうつくっていくのか、育てていくのかという点での戦略とかお持ちでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

今回活動を終了する理由としましては、構成員の高齢化や事務手続が負担となったためと聞いております。農地の維持につきましては、それぞれの地区に分かれまして、活動範囲を小さくすることで負担を減らして、維持管理を継続していくことで話がまとまったということで聞いております。

今後につきまして、除草や泥上げなどの農地維持の活動につきましては、組織の構成員での自主実施が困難な場合、業務委託をすることも認められておりますので、組織から相談があった際には、その活動組織の実情に合わせて、業務委託の利用などを案内していきたいというふうに考えております。

以上です。

（竹田）同じく266ページの用排水路改修事業2,700万円ですが、対象はどこの辺を考えておられるか伺います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

令和8年度は、屈巢地区、下忍地区、安養寺地区などの用排水路を考えております。

以上です。

（竹田）268ページの農業研修センターの管理委託料で、廃棄物処理等委託料226万2,000円がありますが、これは何を廃棄しようとしている。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

集会室のボイラー、このボイラー内の溶液、それからボイラー稼働のために使用する地下タンク、こちらの地下タンク内の灯油を抜き取る作業を予定しております。

以上です。

（竹田）272ページの市営駐車場の管理委託料の中で、EV充電器撤去工事費用って、1基あったものはなくすための費用ですけれども、これは何ゆえでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

EV充電器につきましては、令和5年に故障して、今現在運用しておりません。また、部品がないために修繕の見通しも立たないことから、撤去という形で考えております。

以上でございます。

（竹田）そういう点からいうと、今修繕が必要だけれども見通しが立たないということですが、いわゆるEV車を普及させるという日本の自動車産業政策そのものが遅れているということもあるのですけれども、地

球温暖化という点では、このE V車が一般的に普及したときの市としての対応というのとは何か考えておられるでしょうか。

(環境経済部長) お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、近隣の自治体においてもE V車両に対する充電器等の設置が進んでおりまして、以前エルミここのすのほうに設置されていたE V充電器のほうも故障で現在使えていないという状況がありますので、令和8年度からE V充電器の設置に向けて、まずはゼロカーボンシティ推進本部のワーキンググループというところがあるのですが、そちらでの研究課題とさせていただきます。

以上です。

(竹田) では最後、318ページの防災訓練事業です。避難所開設訓練業務委託というのとはどのような内容なのか、具体的にお答えください。

(危機管理課長) お答えいたします。

こちらは、国の委託金を活用して、民間事業者等が有する専門的な知識や経験を訓練の計画に取り入れた市民参加型の避難所開設訓練を実施する予定です。自主防災組織を中心とした住民と市職員が一緒に避難所の開設から運営まで実践的に取り組むことで、避難所の開設や運営の質の向上につなげたいと考えています。

以上です。

(竹田) ということは、民間の持っているノウハウと、それから市は危機管理課というちゃんとした課があって、そこの人たちとの関係はどうなるのでしょうか。私、市役所の職員って、では何をするのというふうになっちゃうのですね。というのは、避難所を開設する責任というのはどうするかって、まだ以前は校長先生が鍵を持っておられたり、あと中央小学校の例を出しますと、中央小学校に近く住んでいる職員の方が鍵を持って開設に当たると。避難してきたときに自主防災組織の人たちが中心になってというけれども、中央小学校に避難してくるところというのはひばり野もある、中央もある、天神もあるというふうに考えて、あと笠原の人たちも今度。それから、常光の人たちも、子どもたち通っているという関係では。だけれども、そういうことを考えたときに、

誰が、民間との関係でいうと自主防災組織を束ねていくのは民間の業者だという受け止めでもよろしいのでしょうか。

(危機管理課長) 自主防災組織のほうにやり取りといいますか、連絡をするのは、あくまでも市で行います。この民間のノウハウを取り入れるというのは、あくまでもこの訓練の中で、訓練の中の計画とか、その内容について意見をいただくというところになっております。

以上です。

(竹田) では、訓練するときにあたって、市役所の危機管理課なり、危機管理課だけだととても間に合いませんよね。いざというときに、あらゆる地域の学校が指定避難場所になりますから。そういうところでいうと、民間の業者と市役所の職員、危機管理課だけではない市役所の職員というのはどういうふうに関わっていくのかというのは、ちょっともう少し私でも想像できるようにお願いします。

(危機管理課長) お答えいたします。

今回指定避難所になっている学校を会場にしたいと考えています。また、その会場を担当します市の避難所担当職員、またその地域の自主防災組織のほうから参加していただく方を募集したいと考えております。

また、まず参加して勉強いただく、実践的に取り組んでいただくという部分と、民間の業者のほうでその会場に合った避難所のレイアウトとか、そういったものもつくっていただいて、今後それを見て、そこの訓練に参加していない人も、それを見れば分かりやすいものになるような、そういった詳しいマニュアルを作っていただきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、歳入のほうから質疑をさせていただきます。

まず、26ページ、森林環境譲与税について、この算出根拠と支出事業についてお聞きをいたします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

まず、算出根拠についてですけれども、国は各市町村の私有林人工林面積、林野率、林業就業者数、人口の数値を基準に予算配分をしております。令和8年度の予算については、令和6年度の実績としております。

以上です。

（羽鳥）森林環境税については2019年に成立、施行したわけなのですが、2024年、令和6年度から1人につき年額1,000円取られているわけなのです。その還付というか、譲与税として市、町、村に帰ってくるわけなのですが、これ森林がない市、町、村においても、譲与税はいただけるのですよね。

（環境経済部参事兼農政課長）先ほどの人口の数値とかを基準に予算配分を受けております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、この森林環境譲与税をどのような目的、目途で使えるかをお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

森林の少ない本市におきましては、令和6年度の実績としましては、小中学校の特別教室の机、椅子の整備、中学校の椅子板の張り替え、川里ひまわり保育園の机、椅子の整備を行っております。

以上です。

（羽鳥）使うに当たって、この木材、埼玉県産の木材を使わなければならないとか、そういう条件があるのでしょうか。その条件についてお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長）埼玉県の木材を使用するように優先をしたいところですが、なかなか難しいところがございますので、木材を使うというところで整備をしております。

以上です。

（羽鳥）そういいますのも、今山林が非常に荒れているのです。私の友達、埼玉県の小川町で今きこりをやっております、荒れた山林を整備するということで参道の整備、木の伐採、木の剪定、そのようなことをやっているわけなのですが、できれば埼玉県の山林を守る、そういう前提の下に、やはりこの譲与税を有意義に市において使う、それが本来の目的であると思うのです。そういう点、鴻巣市と木材の産出地の市、町、村、そことの提携ということを考えられないのかお聞きいたします。

(環境経済部参事兼農政課長) この森林環境譲与税につきましては、森林整備ですとか人材育成、木材の利用、普及啓発といった目的で使われております。鴻巣市におきましては、森林がないという部分もございますが、これからはそういった森林が多い場所との提携なども踏まえながら、事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは次に、32ページ、コウノトリ野生復帰センターの入館料について、来年度の入館予定数と事業内容についてお聞きをいたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。まず、来年度の入館予定数ですけれども、令和6年度の入館料の実績を反映しまして、令和8年度予算の積算根拠として計上させていただいております。令和6年度の実績から、1日の入館料の人数から、約22人として、有料での開催日数、年間300日として計算しまして、6,600人の来館で、1人100円ですので66万円を見込んでおります。

それから、事業内容といたしましては、施設に来館された方からいただく入館料、コウノトリのグッズや餌販売などで一定の収入があるほか、協定を締結しているコカ・コーラや企業、個人の方々からのコウノトリの里づくり事業に対して寄附をいただいております。この寄附金は基金積立金として、コウノトリの里づくり基金へ積み立てられまして、次年度以降、基金目的に合致するコウノトリの里づくり事業やコウノトリ飼育施設管理運営事業の経費に充当されることになっております。

以上です。

(羽鳥) 前任者の質問の中で入館人数が出ていたのですが、令和3年から6年まで、おおむね見ると1万四、五千人から、多いときは、令和4年度3万人近かったですよね。そこにおいて6,600人の入館予定というのは非常に控え目過ぎるなと思っておるのですが、何かあるのでしょうか、お聞きいたします。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えします。入館料からの予算を算定した人数の前提といたしましては、入館料の対

象者となる方を前提に算定をさせていただいております。これに対して、来館者といいますと、中学生以下あるいは障害者手帳をお持ちの方は無料ということの規定になっていきますので、実際の入館者数、入館料から算定した見込みの人数と実際の来館者数というのはちょっと隔たりがどうしても出てきてしまう、多くなってしまうというのが実情でございます。

以上です。

（羽鳥）この天空の里は、2022年、令和4年の1月29日からオープンして、約4年たつわけなのですが、その中で中学生以下、先ほど言ったように無料だということで、無料の来館者が約1万人ぐらいいるといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）正確な人数は把握できてはおりませんが、おおむねそのぐらいかと認識しております。

以上です。

（羽鳥）これ令和4年のオープン以来、ピーク時が3万人、次の年から落ち着いて1万人の半ばぐらい、横ばいで来ていると。安定しているといふふうに理解しておるのですが、4年たって、鴻巣市、市の鳥がコウノトリになりました。そういう形で、市において市民に対しての天空の里、または市外に対しての天空の里の位置づけというものが必要だと思います。その点について、来年度の事業はどのような形で行っていくかをお聞きいたします。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）事業の一番の優先といいますか、放鳥に向けて、今現状も取り組んでおります。残念ながら昨年度は、ひなは有精卵の移動によってふ化したものの、成長段階でなくなってしまいました。今年度はその原因等を飼育員さんとも情報を共有しながら、今シーズンの繁殖シーズンに向け、放鳥に向けて取り組んでまいりたいといふふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）ちょっと私の認識がなかったかもしれないのですが、前年度において放鳥の事業が予定されていましてよね。来年度において、今定例

会においての前に、担当部長のほうから、あれ卵が生まれたということで、可能性があるという、報告を受けました。そうしますと、そのような事業も、本来であれば来年度予算にのせなければいけないと思っっているのですが、のっていないように感じますが、その点どのようにお考えかお聞きいたします。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）すみません、放鳥事業の予算がのっていないのではないかと。

（あと、記念イベントあったでしょうの声あり）

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）失礼しました。来年度予算につきましては、放鳥の準備が整った段階で、放鳥式典という形で予算の計上をさせていただいておりますので、それに向けて取り組んでまいります。

以上です。

（羽鳥）こういう施設を造って大々的に始まって、やはり四、五年ぐらいで落ち込むのです。ある程度の方が一定数行ってしまうと。いろいろと社会科見学できっと小学生の方もたくさん行っていると思うのですが、やはり市民においても、または他市の方においても、コウノトリ、一度見てしまおうとなかなか、2度目、3度目というのは行くのがおっくうになってしまうという状況だと思います。そういう点においての新たな仕掛けというか、新たな企画がやはり必要と考えますが、その点をどのようにお考えかをお聞きいたします。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）お答えします。確かに羽鳥委員さんおっしゃるとおり、令和3年度に施設がオープンして、それ以降、令和4年度はセンターがオープンして間もなかったので多くの方が来館されたというふうに認識しております。ここ2年、3年ぐらい、約1万5,000名から1万7,000名の来館者で横ばいとなっておる現状も認識しております。今後新規の事業として何ができるかというのは、今後も飼育委員さん含めて、職員でも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（羽鳥） それでは次に、40ページの個人番号カード交付事務費補助金について、補助内容をお聞きいたします。

（市民課長） こちらにつきましては、カード交付の事務のために増加した経費に対して補助をしています。具体的な内容なのですが、マイナンバーカード交付事務に必要な経費なのですが、マイナンバーカードの交付のための人件費、マイナンバーカードに記録する電子証明書の発行も含む人件費です。それと、マイナンバーカードの交付に用いる統合端末等に係る経費、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録の支援のための経費などが主な補助対象となっております。

以上です。

（羽鳥） この点結構です。

次に、52ページ、旅券事務交付金、これ歳出のほうの144ページのほうにもかかってしまうのですが、パスポートセンター管理運営事業、そことリンクするわけなのですが、予定発行数についてお聞きをいたします。

（市民課長） 近年のパスポート交付件数は、コロナ禍前と比べまして低い水準となっておりますけれども、直近の通年での実績、令和6年度になりますけれども、こちらを基本に予算のほうは計上しております。

以上です。

（羽鳥） 昨日の補正でも聞いたのですが、15%結局ダウンしてしまうということで補正がされたわけなのですが、この補正前の数字として予算計上されたのでしょうか。

（市民課長） ここ1、2か月の動きはちょっと細かくは見ていませんけれども、12月末現在で、通年ということで、直近の6年度の件数、こちらを基本にやっています。

（羽鳥） そうしますと、パスポート、3種類あるかと思うのですが、10年パスポート、5年パスポート、あと12歳未満のパスポート、これの発行予定数をお聞きいたします。

（市民課長） まず、10年のほうが約1,300、5年が800、あと子どものほ

うが200となっています。

以上です。

(羽鳥) 分析していただきたいと思うのですが、この10年パスポート、5年パスポートの発行を依頼する顧客のほうの考え方なのですが、本来であれば、10年パスポートのほうが、長く使えて利便性がよく、コストパフォーマンスもいいわけなのですが、あえて5年にする理由というのはどういうふうにお考えかを、できましたらお聞きいたします。

(市民課長) これはちょっと想像になるのですが、手数料が、10年の場合は今現在1万4,000円ですので、そこら辺の金額の高い低いというのがあるのかなと思います。

以上です。

(羽鳥) このパスポートセンターの発行事業なのですが、今後増えていく予測はされているかどうかお聞きいたします。

(市民課長) 件数のほうは、こちらは鴻巣市だけの問題ではなく、全国的な問題だと思います。国のほうも、これパスポートの保有率が低いというのは強く認識しているようですので、この7月に外務省のほうでパスポートの料金の改定を予定しているようですので、そこら辺の取り組みを経て、交付率のほうがまた上がっていくのではないかなということはおちょっと見込んでおります。

以上です。

(羽鳥) それでは次に、52ページのわがまち防犯対策推進事業費補助金なのですが、これちょっと歳出のほうとまたリンクしてお願いしたいのですが、この補助金の内容についてお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちらは、市が設置する防犯カメラに係る経費、それから地域で行っていただいております防犯パトロールグループに支給するベストだとか防犯用品の購入に対する県からの補助金となります。

以上です。

(羽鳥) 来年度は、防犯カメラ、市のほうが設置するところは、場所はどこでしょうか、お聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 来年度、市で新規に設置するところではなくて、令和元年度に設置した6基を更新するという形を予定しております。

以上です。

(羽鳥) 6年前の更新ですか。ちょっとすみません、お願いします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 令和元年度に設置したものが更新を迎えるに当たりまして、こちら更新保証期間が過ぎてしまっていて、またデータのやり取りをすることができるのですが、そのデータの受診の確認も切れてしまうということで、来年度更新を予定しております。

以上です。

(羽鳥) 新しい機種の設定されるわけなのですが、その機種の能力としてはどれほど向上されているかお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 今年度設置いたしましたものと同じ、同等のものとなっております。カメラの能力といたしましては、人間が誰だか判別できる、また撮影をしていて遠隔で情報はつかんでおりますので、万が一データが切れてしまったりすると、カメラは作動しているけれども録画されていないというようなことがないように、万が一録画されないと、こちらのほうに通信の遮断されている、もしくは異常が起きているということでデータ送信がされているようなものになります。

以上です。

(羽鳥) このデータ保存期間というのは、どれくらい保存されているかお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 正確な数字はないのですが、上書き、上書きでなっております、時間としては数日(P55.「基本的には10日間」に発言訂正)しかもたないのが状況です。ですので、万が一警察からあった場合には、すぐこのデータが欲しいというような形で、データをすぐ私どものほうでダウンロードしに行っているような形になります。

以上です。

(羽鳥) もちろん犯罪が起きたときに使うために、ぜひとも保存期間は

長くしてほしいというふうに私もお聞きしようと思ったのですが、犯罪が発覚するまでに時間がかかる場合もあるわけなのです。痴漢に遭った場合とか、そういう場合にも、家族に相談して、それで報告に行くまでに、もう1日、2日かかってしまうということもあり得るので、最低でも三、四日はデータが保存できなければいけない能力が私は必要かと思っているのですが、そういうのはもう前提に考えられていないのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）おっしゃるとおりだと思っておるのですが、今の能力からすると、上書き、上書きというような形のものになっておりまして、その時間がないのが今の現状でございます。それで、警察からのいち早い情報をつかんで、警察も万が一そういった事件、それらしいというような情報をつかんだ際には、私どものほうにすぐ連絡がいただきまして、取りあえずデータの保存だけをしてほしいと。書類のやり取りよりも先にデータの保存だけを依頼されて、保存をして、捜査の協力をしているような状況でございます。

（羽鳥）データの保存方法なのですが、これはSDカードとかハードディスクとかではなくて、どこかに飛ばして保存するのですか。どのように保存するかお聞きします。

（市民生活部参事兼自治振興課長）こちらは、パソコンのほうに、端末の下に行きますと、Wi-Fiというので通信がされるような形でデータをダウンロードするような形になります。

以上です。

（羽鳥）では、もう一点のほうの防犯パトロール活動のほうの用途についてお聞きをいたします。

（市民生活部参事兼自治振興課長）防犯パトロールグループ、市内に多くの団体が登録していただいておりますのですが、そちらで使っております帽子、それからベスト、のぼり旗、こういったものを私どものほうで貸与させていただいております。そちらが古くなった、もしくは壊れた、新しく団体ができた、そういった際には、私どものほうからその防犯パトロールグループに対して、そういった備品、用品は支給しているよう

な状況になります。

以上です。

(羽鳥)基本的には耐用年数は何年ぐらいをお考えかお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 特には定めておりません。グループによって、毎日活動していただいているところもあれば、週に1回というところもございますので、古くなり、またグループの担当されている方が交代される場合もございます。前の方のものを次の方にお渡しするというのはなかなか難しいところもございますので、そういった際には新しいものをお渡しさせていただいております。

以上です。

(羽鳥)次の60ページ、ネイチャーポジティブ推進事業補助金について、事業内容についてお聞きいたします。

(環境経済部参事兼環境課長) ネイチャーポジティブ推進事業補助金についてお答えいたします。

こちら自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させる自然再興の実現を目指しまして、ネイチャーポジティブの実現に戦略的に取り組む市町村に対して、県のほうが予算の範囲内で補助金を交付する事業です。その中で本市におきましては、クビアカツヤカミキリの防除対策経費の一部を県から補助をいただいで対応しているところ

です。

以上です。

(羽鳥) このネイチャーポジティブは、2022年の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で主要な目標として掲げられておりましたが、この生物多様性の損失を2030年までに食い止めるということでやっておりまして、今回のこの桜、梅の被害なのですが、本当に新たな症状として、症状というか案件として出てきたわけですから、この当時から考えたら、もう未知の生物が日本の植物を今荒らしてしまっている。荒廃してしまっているということなのですが、こう考えると、やっぱり外来生物によって、これからも新たにこのような被害が生じると考えるのですが、その想定をされているかどうか、ちょっとまずお聞きいたしま

す。

（環境経済部参事兼環境課長）クビアカツヤカミキリに関しましても、本当にここ数年で大きな被害を受けている状況でございます。ですので、外来生物等、いろんな動植物がいることだと思いますが、その都度、課題が発生した時点で対応しなくてはいけないかなというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、来年度の予算において、このネイチャーポジティブ推進事業補助金を使って、具体的にどれぐらいの本数を処置できるかお聞きいたします。

（環境経済部参事兼環境課長）具体的な本数等は把握しておりませんが、令和6年度の被害状況を確認しますと、約1,030本近い桜等にフラスがあるという形で現状把握しております。その中で、環境含め、様々な課のほうで桜を所管している部署がございますので、例えばその中で樹木の伐採ですとか、防除対策と薬剤購入とかさせていただきまして、駆除に努めているところ です。

以上です。

（羽鳥）川里地域にあります赤城の公園も、たしかほとんどの桜が外来生物によって被害を生じていると。私ごとなのですが、私も今2本桜の木があるのですが、両方とももう相当フラスが出ていて、中に入っていると。一部分、もう欠けてしまっているのです、根元から。こういう状況でいくと、もう数年先には関東で桜が見れなくなってしまうような状況になるのではないかというふうな危惧をしております。そういう点において、即効性のある対策が必要と考えますが、その点担当部署としていかがお考えかお聞きいたします。

（環境経済部参事兼環境課長）即効性のある対応という形でお話しいただきましたが、なかなか市民の皆さんのご協力を得ながら対応していくことが最重要かなと考えております。その中で、来年度におきましても、クビアカツヤカミキリ防除対策のイベントを開催して、まずはクビアカというものの周知啓発から行いながら、皆さんと防除対策に努めてまい

りたいと考えております。

以上です。

（羽鳥）この点について最後に、ネイチャーポジティブの考え方として、先ほど言ったように、生物多様性の損失を2030年度までに食い止めて、2050年までに完全な回復を目指すという社会目標の下に行われる事業だと考えていますが、国の今後の考え方、どういうふうに市、町、村に下ろしていただけるのかを担当部署としてどうお考えか、最後にコメントをいただきます。

（環境経済部参事兼環境課長）国のほうの方針、それ以上、私もちょっと存じ上げておりませんが、まずはできることからさせていただけたらと考えております。

以上です。

（羽鳥）それでは次に、同じく60ページの環境保全型農業直接支払交付金、これ歳出のほうでは262ページの、やはり環境保全型農業直接支払交付金事業、この点についての、この交付金制度の内容についてお聞きをいたします。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

有機農法や減農薬等の取組により、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を実践している活動組織に対する交付金です。化学肥料や化学合成農薬の使用を埼玉県慣行レベルから原則5割以上低減する取組と併せて行う対象取組に対して支援を行うものです。

以上です。

（羽鳥）実際に本市においてどのような、団体ですか、がこの事業を交付されているかお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

鴻巣市の中で1団体がこの事業を行っております。構成員は20人、実際令和7年度は、20人のうち16名の農業者が取組を実施しております、堆肥の施用の取組が258アール、緑肥の施用の取組が1,764アール、総合防除の取組が403アール、有機農業の取組が493アールで、団体へ交付金を交付しております。

以上です。

（羽鳥） 答弁にもありましたが、化学肥料、農薬を原則 5 割以上を低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に支援すると。先ほどのネイチャーポジティブと同じような考え方を持たれているなど思っておるのですが、この化学肥料、農薬を原則 5 割以上低減する、この証明はどのようにすれば、結局市町村のほうは把握できるのでしょうか。そこをお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長） この交付金の支給に当たっては、活動団体より実績報告書を提出していただいております。その実績報告書の中で、各活動、どれぐらいの面積実施したかということで報告を受けて、その活動内容を確認しているところです。

以上です。

（羽鳥） ちょっと飛びまして、72ページの農地中間管理事業受託収入のところ、これ支出のほうで263ページ、農地活用促進事業、そちらのほうとリンクすると思うので、併せてお聞きいたします。この受託事業の収入額についてお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長） お答えいたします。

農地中間管理事業の受託収入ですが、中間管理事業の業務を行うための需用費、会計年度任用職員報酬などに対して、農地中間管理機構から業務を受託したことに対する収入となっております。

以上です。

（羽鳥） 本市においてはこの中間管理機構を上手に使っていただいて、土地の集約が非常に高い。県下においても高いということをお聞きしております。現時点では、現状ではどのような状況か、まずお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長） お答えいたします。

農地の集積面積は、令和 7 年 4 月 1 日現在で約 1,286ヘクタールで、本市の耕地面積の約 43%となっております。

以上です。

（羽鳥） この 43%という数字、なかなか順調にこの事業が進んでいると

いうふうに理解しておるのですが、やはり農地を持たれている家庭のほうのお話聞きますと、農地を持って余してしまって、本当に今後どうしようかと、次の世代にどのように渡していこうかということをご心配されるご家庭たくさんいらっしゃいます。そういう点においては、より一層のこの中間管理機構を上手に使い、また有意義に使うことが必要と思われませんが、この43%の数字を上げていくための方策としてどのようなことがあるか、担当部署としてお聞きいたします。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

集落の農地を維持する上では、まず大規模な農業者の活動が重要であります。その大規模な農業者が農地を集積、集約することで、コスト削減につながってくると考えております。ですので、まずはこの中間管理事業を活用して、農地の集積、集約化を進めることで農業者のコスト削減につなげていきたいというふうに考えております。

また、中小企業、小さな農業者に対してですけれども、そういった農業者も鴻巣市にはたくさんいるということで、重要だというふうに考えております。そういった小規模でも作物に付加価値をつけて、単価の向上を目指すなど、生産者が安定した収入を得て、担い手が増えるような環境の整備が必要だというふうに考えております。

以上です。

（環境経済部副部長）では、補足という形で。今後の農地中間管理事業についてということですが、今後の農地をどうしていくかというのが、やっぱり地域計画という形で、地域でつくるものがございます。鴻巣市本市では、令和7年3月にそちらの地域計画を策定したところなのでございますけれども、地域計画は策定した後も地域の話合いの場を設け、計画をブラッシュアップすることで、目指すべき地域の将来像をより具体化することができます。本市におきましても、今後策定した地域計画を見直し、農地の集積集約化の促進に努めてまいります。

以上でございます。

（羽鳥）それでは次に、76ページのデマンド交通協賛金について、協賛金の内容についてお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) デマンド交通の共通乗降場に登録している施設に対しまして、一口2,000円で協賛金をお願いしているものです。

以上です。

(羽鳥) 端的にいけますが、この協賛金の集め方、どのようにされているか、具体的にお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 共通乗降場に指定させていただいておりますお店と病院、そういったところに通知をお出ししまして、協賛金のご協力をいただいているような形を取っております。

以上です。

(羽鳥) では次に、78ページ、廃油リサイクル収入について、この事業内容についてお聞きいたします。

(環境経済部参事兼環境課長) 廃油リサイクル収入は、市役所や支所、公民館等に設置いたしましたポリタンクで、市民や保育所から排出される使用済みの食用油を委託業者が回収いたしまして、その後、バイオディーゼル燃料として再資源化することで循環型社会の形成と環境負荷の低減を図っているものです。

以上です。

(羽鳥) これこの形でもう相当の年月やっていますよね。正直言って、有益、効率のいい事業かということ、非常にちょっと効率性が悪いように考えるのですが、その点を1点お聞きいたします。

(環境経済部参事兼環境課長) 効率というお話でしたけれども、市民の方が持ってきやすい場所です。ですので、市役所ですとか公民館等、そちらに集めさせていただきまして、あとは事業者さんのほうで回収してもらい、精製してもらうので、効率については悪いとは考えておりません。

以上です。

(羽鳥) では、次に参りまして126ページ、地域防犯体制支援事業について、支援事業の内容についてお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) こちら地域防犯体制支援事業ですが、

防犯パトロールグループへの備品等の購入と、市が設置する防犯カメラの更新事業となります。

以上です。

(羽鳥) 失礼しました。先ほど聞いたものが重複する部分でした。

次に、130ページ、公共交通維持事業、それともう一つ、下のデマンド交通運行事業、これを両方一緒にお聞きいたします。内容について、それぞれの事業の状況と、あと内容についてお聞きいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 公共交通維持事業につきましては、コミュニティバスフラワー号の運行になります。また、地域公共交通計画の策定の委託料もこちらのほうの事業で行っております。

それから、デマンド交通運行事業につきましては、公共交通のうち、2つのデマンド交通に係るひなちゃんタクシー。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時38分)



(開議 午前11時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

そのまま答弁続けてください。

(市民生活部参事兼自治振興課長) デマンド交通運行事業につきましては、2つのデマンド交通に係る予算となっております。ひなちゃんタクシーと乗合タクシーの運行経費となっております。

以上です。

(羽鳥) その都度、その都度言っておるのですが、このコミュニティバスの運営補助金が、もう年々本当に上がっているのです。だから、その点において、行政だから湯水のごとく幾ら使ってもいいという時代ではないですし、ある程度のやはりコストパフォーマンスは、市民に説明責任としてできる範囲でなければいけないということで考えるのですが、その点このコミュニティバスの運営補助金について、今後の見通しについてもお聞きをいたします。

(市民生活部参事兼自治振興課長) 現在の運行ダイヤ、それから運行本

数を維持しようとし、経費はますます上がっていくものと考えております。状況としては、厳しいような状況であります。それから、経費を削減するとなるとダイヤの見直し、そういったことに大きく手を加えなければならないと認識しております。

以上です。

（羽鳥）市民の足として、非常にこのフラワー号、今浸透しているということで、なくてはならない足だというふうには理解しているのですが、十分な、住民の方に、これほどの経費がかかっておりますが、皆さんご理解くださいという説明責任を今後より一層求められると私は考えております。その上で、このフラワー号とひなちゃんタクシー、乗合タクシーの関係性、今後の目的というか到達地点、この3つの位置づけについてお聞きをいたします。

（市民生活部参事兼自治振興課長）コミュニティバスフラワー号につきましては、定時運行、それから大量輸送というのがメインとなっております。ただ、先ほど申し上げたとおり、経費の考え方から申し上げますと、これ以上路線を増やす、便数を増やすというのはなかなか難しくなってくると思っております。そこで、私どものほうとしましては、デマンド交通、こちら乗合タクシーというものを導入しております。こちらは、全ての市民の方が対象となって、バスの路線がないところでもご利用いただけるような仕組みを構築しております。また、ひなちゃんタクシーにおいては、福祉的な要素を特に重点を置いております。陣痛時であったり、そういった方も乗れるような形を対応しております。そのような形ですみ分けを考えて維持していきたいと考えております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、この公共交通維持事業よりも、今後はデマンド交通運行事業のほうが伸び代があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）特に乗合タクシーについては、今後も利用者が増えてくるだろうと考えております。

以上です。

(羽鳥) 次に、234ページ、埼玉県央広域事務組合の火葬場負担金について、施設の現状と予定利用件数と管理コストについてお聞きいたします。

(環境経済部参事兼環境課長) 埼玉県央広域事務組合の火葬場、みずほ斎場は、令和6年度に3,336件(P51.「3386件」に発言訂正)の火葬を実施しております。そのうち鴻巣市は、1,382件利用しております。令和8年度におきましては、令和5年度及び令和6年度の実績を基に火葬利用件数を3,161件と見込んでおります。また、管理コストにおきましては、令和8年度の斎場経費は1億1,299万9,000円、共通経費は4,479万円となっており、令和7年度と比較いたしますと、斎場経費が減額となっているため、負担金は減額となっております。

以上です。

(羽鳥) 利用数のほうは増えているのではないのでしょうか。そこを確認させていただきます。

(環境経済部参事兼環境課長) 令和6年度の火葬件数が先ほど申しあげました3,886件、5年度が3,240件となっております、46件の増です。鴻巣市においては、令和6年度1,382件に対して、令和5年度が1,380件となっております、2件の増となっております。

以上です。

(羽鳥) 次に、240ページ、環境基本計画策定事業について、策定内容についてをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼環境課長) 発言の訂正をお願いいたします。すみません。今令和6年度の火葬件数を3,386というところを3,836と申しあげました。おわびして訂正させてください。お願いいたします。

(委員長) ただいま発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。了承願います。

なお、字句その他の整理については、委員長に一任願います。

続けてください。

(環境経済部参事兼環境課長) 斎場運営費は、修繕が減しております。

(そこじゃないな。環境基本計画策定事業の声あり)

(環境経済部参事兼環境課長) ごめんなさい、すみません。申し訳なかったです。

(委員長) 続けてください。

(環境経済部参事兼環境課長) 環境基本計画策定事業でよろしかったですね。すみません。

市が市民や事業者との協働の下で環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした現環境基本計画は、平成30年3月の改定から令和9年度までを計画期間としております。今後さらなる生物多様性の保全や地球温暖化防止に向けた施策が重要視されているため、令和9年度の改定に当たっては、施策事業の進捗状況、本市を取り巻く社会情勢、経済情勢の変化や国、県の動向を慎重に調査し、その結果を踏まえて見直す必要が生じているため、令和8年度から計画策定のための事業を開始いたします。

以上です。

(羽鳥) 実際の策定は、どのような形で進めていかれるのでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) コンサルのほうに委託をいたしまして、調査研究してまいります。

以上です。

(羽鳥) 次です。261ページ、生産調整対策事業についてお聞きいたします。

内容は、生産調整について、どのようなことをされているのかをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

この生産調整対策事業ですけれども、米の需給調整に必要な費用でございまして、その調整に必要な農事協力員への謝礼を取っております。

以上です。

(羽鳥) 日本において、おととしから去年において非常に米不足が、令和の米不足というのが起きましたよね。そういう点において、増産体制に入るかと農家の方たちも思っていたようです。それがまた改めて元との体制の、昔あった減反対策ですか、減反政策のような形に戻ってきて

しまっているという、もちろんもう行政マンの方はご存じのように、減反政策は1970年から2018年まで行われて、そこで米の作付面積の調整は終わっているはずなのです。その後において、生産調整という言葉を使うこの事業があることに対して非常に違和感を感じるのですが、その点についてはどうお考えかをお聞きいたします。

(環境経済部副部長) お答えいたします。

まず、この事業名についてですけれども、この事業名は恐らく昔生産調整というものが行われていた頃から、今は国は生産調整ではなくて、需要に応じた生産という形で、昔は政策として国が生産現場に米の作付面積を減らすような形で生産調整を行っていたのですけれども、今は生産調整は廃止されておりました、国が生産現場に需給の見通しを示して、それを参考に生産者が作付量を自ら判断する、需要に応じた生産となっているものです。恐らくこの事業名については、昔生産調整が行われていた頃に生産調整に係る事業を行ってしまして、今は需給に応じた生産となっているのですけれども、その流れの中でそれに関連する事業ということで現在の名前がついているのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

(羽鳥) 国の政策に従って、前々年度結局需要バランスが崩れてしまったわけです。供給が需要バランスよりも少なかったと、そういうことで米不足が起きてしまった。当然の結果だったのですが、そのことによって米の価値が改めて、国民にとっても大切なものだと、ましてや高くてもやっぱり必要なものだという理解があったわけです。そこで農家の方たちが元気になって米作りを始めたところで、首輪を着けられたような形でまた生産調整という形になってしまっているように感じてしまったのですが、その点について、農家に対する活力を見いだす施策として、行政のほうではどのようにお考えかをお聞きいたします。

(環境経済部副部長) 需要に応じた生産と国は言っておりますけれども、ただちょっと米を作り過ぎてしまうと、やはり米の価格が下がってしまいますので、需要に応じて生産量を上げていくというのが大切というふ

うに国は認識していると考えております。そういった中で、輸出なども推進しながら、需要を増やして、生産量も増やしていくというような考えを国は持っていると考えております。

以上でございます。

(羽鳥)では、同じ260ページの花き産地生産支援事業について、この支援内容についてお聞きいたします。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

鴻巣市花組合の事務局として、組合員の資質向上と交流を目的に各種イベントや会議等の支援を行っています。また、組合活動の円滑な運営のため補助金を交付しており、小学生を対象とした花育教室に必要な経費と、市内の花弁生産者が各種イベントに参加する際の経費や公共施設への植栽等への活動を行っています。

以上です。

(羽鳥)鴻巣の花生産振興対策事業補助金としてほぼ使われているわけなのですが、これは予算要求があるわけなのですか、その各団体のほうから。その点についてお聞きいたします。

(環境経済部参事兼農政課長)各団体から予算要求ということですが、毎年度鴻巣市の花組合と調整しております。そういった毎年度の調整の中で補助金を出している形になっております。

以上です。

(羽鳥)それでは、次のページから、263ページの農業振興団体事業としてどのような事業が行われているかをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼農政課長)お答えいたします。

農業振興団体事業ですが、各種農業振興団体の安定した運営を目的とした負担金です。北埼玉農業振興連絡協議会に6万9,000円、農業共済組合に122万円を支払っております。

以上です。

(羽鳥)この農業共済組合は、実際どのような形で市民に対して恩恵があるかをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼農政課長)お答えいたします。

この農業共済組合は、組合の運営負担金で被災農家に共済金を支払うための農家の相互救済システムである共済への負担金というふうになっております。

以上です。

（羽鳥）最後に、316ページの災害支援体制整備事業、この事業内容についてをお聞きいたします。

（危機管理課長）災害支援体制整備事業の事業内容についてお答えします。

大規模災害が発生した直後の市民生活を確保するため、備蓄計画に基づき、防災倉庫における食料や生活必需品、資機材等の備蓄体制の準備を行っています。また、耐震性貯水槽等の防災施設や資機材の維持管理を行う事業となっております。

以上です。

（羽鳥）この事業において、防災用材料費と、また防災用備品、どのようなものを購入されるかをお聞きいたします。

（危機管理課長）お答えいたします。

来年度につきましては、アルファ米等の非常食と液体ミルク、また離乳食やお尻拭きといった子ども向けのものも購入を考えております。

以上です。

（市民生活部参事兼自治振興課長）発言の訂正をお願いいたします。先ほど羽鳥委員のご質問の中で、データの保存期間を私、1日もしくは2日程度と申し上げましたが、画質の状況にもよりますが、基本は10日間です。1日、2日は、要請があつてからデータをダウンロードするまでの期間が大体1日から2日程度でダウンロードして、捜査機関に提供しております。訂正し、おわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

（委員長）ただいま発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。ご了承願います。

なお、字句その他については、委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時57分）



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。

(高橋) では、前任者がされていたのですけれども、追加で幾つかさせていただきます。

まず、10ページの債務負担行為のところの道の駅こちらの厨房機器購入についてお伺いします。この債務負担行為の7,603万4,000円の投資規模の妥当性と、道の駅の中の食堂か何かだと思えるのですけれども、売上想定との整合性、厨房機器っていろいろと食数とかに合わせて多分仕様がでてくると思うのですけれども、その辺りの想定売上規模に対しての根拠をお願いします。

(道の駅整備プロジェクト課長) お答えいたします。

今回の厨房機器の購入につきましては、レストランの厨房に設置する機器のほか、レストランの倉庫、包装室、さらに総菜製造厨房、パン、菓子製造室及びそれらに付随する倉庫や包装室に設置する機器費用についても予算計上しております。機器の選定に当たっては、管理運営候補者が厨房設備業者と相談しながら、各厨房での販売想定メニューに合わせて厨房機器を選定しております。そのうち市の購入分として、基本的な厨房機器を選定しております。管理運営候補者からの提案として、厨房については、作業動線、同時調理数、作業時間の短縮等を考慮して設定しており、調理工程の削減、人員配置の最適化、ピーク時間帯の対応が可能な仕様としていると伺っております。これらの取組により、売上想定に対しての厨房機器の仕様は妥当と考えております。

以上です。

(高橋) これちょっと聞いてもいいですか。となると、何食ぐらいを想定している厨房なのか、あと売上げ、1日の、月でもいいのですけれども、売上想定をお願いします。

(道の駅整備プロジェクト課長) 想定調理食数、売上規模ですが、管理運営候補者によりますと、レストランでは1日当たり想定食数、平日

200食、土日祝日300食、これ想定平均単価になるのですけれども、1,000円から1,200円を想定しています。あと、総菜製造厨房では1日当たり想定食数70食から120食、想定平均単価は400円から450円を想定しております。パン、菓子厨房では1日当たりの想定食数250食から800食、想定平均単価は250円から350円を想定しております。

以上です。

(高橋) それでは、歳入のほうで、15ページ、コウノトリ野生復帰センターの入館料のところ、先ほど前任者の方からいろいろお聞きはできたのですけれども、ちょっと入館料とか入館数とかは、数字は具体的なのが分かったのですけれども、この建物に対しての観光とか、そういう波及効果というのですか、周辺施設への効果というか、そういったところの評価みたいなのはどのように出ておりますか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えいたします。この施設の周辺環境への波及効果ということですが、イベント等毎年行っておるところではあるのですが、周辺観光への波及効果につきましては、コウノトリの野生復帰センターはどちらかというと観光施設というよりも、飼育を通じた自然学習の場であることから、ちょっと直接的な波及効果は難しいところはございますけれども、天空の里では、そこで作成したコウノトリ商品マップというものを配布をしております。施設に来てコウノトリを御覧になった方がコウノトリブランド商品、こういったものを認識していただいて、市内のお店とかで購入をしていただくことで、少しでも経済の活性化に寄与できればなというふうには考えております。

以上です。

(高橋) コウノトリグッズというのは、コウノトリのその施設だけの販売なのですか。ほかに市内で購入できる場所というのはあるのでしょうか。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) コウノトリグッズにつきましては、コウノトリ野生復帰センターのみでの販売となっておりますが、市内外のイベント、複数のイベントで持ち出して販売をする

こともございます。

以上です。

（高橋）せっかくなので、別の施設とかでも販売したらいいのかなと思うのですが、その辺りは検討していることはありますか、伺います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）天空の里に来ていただいて、コウノトリを飼育しているということをお覧になっていただくというのも大事なことだと思っていますので、その場でしかちょっと買えないというオリジナル性もという考えもございまして、機会を見て、別の場所で販売ができるかどうかということにつきましては、調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

（高橋）せっかくなので市のコウノトリになったので、ぜひ検討いただければと思います。

続きまして、歳出のほうに行きます。112ページの集会所建設等補助事業、前任者のほうから質問があって、修繕用だったりとか、あと建設の両方ということだったので、事前に幾つかもう申請してあるのに対して予算を立てているというようなご答弁だったと思うのですが、今回この自治会の資金繰りとかが影響しているのではないかなと思っています。というのも、例えばかなり老朽化してきている、高齢化してきている自治会の建て直しとか、大規模な修繕ってするには結構なお金がかかってしまうと思うのです。補助金が出るとはいえ、持ち出しがなかなか難しいというようなお声を聞いております。資金繰りの支援とかというのはあるのか、要するに中間払いの対応だったりとか、そういうものはあるのかお伺いします。

（市民生活部参事兼自治振興課長）補助金については、老朽化修繕では上限額100万円、建設に当たってはいろんなケースがあるのですが、限度額として900万の補助がございまして、こちらについては、両方とも完成払いとなっております。

以上です。

（高橋）完成払いというのは存じておりました、それがなかなか難しいというお声が、自治会がお金をなかなか銀行から借りるとするのは難しいと思うのです。例えばその補助金の、ちょっと繰り返しになるのですけれども、中間払いの対応とか、そういったところというのは検討するようなことというのは今後ありますか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）集会所建設に当たりましては、市単独の補助金、それから県と合わせての補助金がございます。県の要綱等で完成払いとなっておることから、これを改めるのはかなり難しいかと考えております。

以上です。

（高橋）では、続きまして、ちょっと前任者とかぶらないところって見ながらやっているのです、すみません。126ページの防犯灯管理事業についてお伺いします。これLED化にされるというご説明だったと思うのですけれども、今回の入替えというのですか、することによって、削減効果というのはどれくらいが見込めるのでしょうか。

（市民生活部参事兼自治振興課長）防犯灯、過去には蛍光灯であったものをLED灯に換えてございます。長寿命化、それから電気料のほうも削減できていると思っておるのですが、毎年のように電気料金の単価が変わっております。また、国からの助成事業等が入っていて、正確にどのぐらいの金額が効果があったかというのが分からないのが現状でございます。ただ、保守をしている立場からすると、かなり長い年月球切れという報告は受けておりませんので、少なくとも今設置をしてから5年ぐらいたっておるものが少しずつ老朽化は迎えておりますが、今のところ設置当初LED化を始めた頃のものを、今更新の準備をしているところでございます。

以上です。

（高橋）分かりました。次行きます。

144ページのコンビニ交付事業です。こちらは、多分利用率が30%ぐらいだったかなと思うのですけれども、すみません、これ合っているかどうかというのを1つと、あとはコンビニ、たしか議場での説明だったと思

うのですけれども、窓口業務が減らないというお話だった気がするのです、たしか30%そっち増えているけれども。となると、この事業というのは住民サービスの向上というのが前提だと思うのですけれども、あとはやっぱり窓口業務の効率化というところも事業としてあるのではないかなと思うのですけれども、今回このコンビニ事業の、30%になって、窓口1件当たりコストというのは削減されているというのは、もし分かれば伺います。

（市民課長）まず、利用率の目標ということでもいいのですか。利用率の目標。コストなのですけれども、単純計算になりますけれども。

（委員長）高橋副委員長、だから質問が分からないということ。

（高橋）すみません。コンビニ交付が30%ぐらいというご説明、まずそれが合っているかどうかというところなのですけれども、イメージ的にコンビニ交付が増えれば、こっちの本庁舎とかの窓口の業務が削減されるのではないかなというふうに思ったのですけれども、そうではないというたしか説明だったかなと思うのですけれども、ちょっと間違っていたらあれなので、もう一度そこをご説明を受けてもいいですか。コンビニ交付が増えれば、こっちの業務の効率化というのを図れるものなのですか。

（市民課長）まず、コンビニ交付の割合なのですけれども、令和7年の12月末現在の率になるのですけれども、36.4%です。証明書別に見ますと、住民票の写しが約38.3%、印鑑登録証明書については46%です。コストということなのですけれども、こちら単純計算になってしまうのですけれども、令和6年度の決算ベースで計算いたしますと、コンビニ交付事業の決算額とコンビニ交付での件数で割りますと、1件当たり484円です。あと、実際の窓口の人件費ということで、これも機械的な計算になってしまうのですけれども、これも人件費でちょっと計算してみたのですけれども、会計年度任用職員と正職員がいるのですけれども、正職員の年収から1時間当たりの時給を換算して、あと会計年度任用職員と、あと正職員の業務の割合も、会計年度職員が2、正職員1として計算したときに、あと1件当たりの処理時間、これ10分として計算すると、ま

たこれも単純計算なのですけれども、約340円ぐらいなのです。ということは、コンビニ交付のほうがまだちょっと高いのですけれども、実際はこの人事配置にどういうふうに影響したかということなのですけれども、市民課の正職員の人数の推移ちょっと見ますと、令和5年が19人で令和6年度が18人になっています。会計年度任用職員につきましては、令和6年度が11人、令和7年度が10人に減少していますので、人件費という観点からすると、効果といいますか、窓口の緩和にはつながっているのかなというふうに判断しています。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。すごく丁寧に出していただいて、よく分かりました。住民サービス向上というのが最優先というところで、プラス、業務効率化というのが出ているということによかったです。ありがとうございます。

続きまして、178ページ、後期高齢者健康診査事業について伺います。今回新たにアルブミン検査を追加するということのところだと思うのですけれども、低栄養状態の検出というところになってくると思うのですけれども、この辺だとフレイル予防とか低栄養状態の早期発見というところで、介護予防事業とかにも関連してくるのかなというふうに思っております。この間前任者の説明だと、まだ検査が32.4%の、検査率というのですか、検診率というふうにおっしゃっていたと思うのですけれども、今後こういう介護予防事業としてとても大事な検査になるかなと思うのですけれども、その辺りの目標値というのですか、そういったところというのは設定されておりますか。ありましたら伺います。

（国保年金課長）今委員のほうが、今回新たにアルブミン検査と言われましたけれども、ここ数年もうやっております。ですから、アルブミン検査もうここ数年やっておりますので、新たにということはございません。

それと、あとご質問の数値目標等の基準は特にはないのですが、委員ご指摘のとおり、本市では介護予防と一体的事業のハイリスクアプローチの低栄養対策の対象者数値にこのアルブミン検査の数値を使用してござい

ます。令和7年度は、対象者12名に対し、希望のあった10名に専門職が介入し、10名の介入者全員の低栄養状態の改善を目指しておりまして、2月末現在で10人中5人の方が低栄養状態の改善、具体的には1キロ以上の体重増加等が見られました。

以上でございます。

（高橋）ありがとうございます。介護認定率の抑制効果も出ているということですね。ありがとうございます。

続きまして、262ページの道の駅整備事業のところでは質問いたします。今回12億8,000万なのですけれども、総事業費、今回債務負担行為の厨房機器とかもいろいろと、全体の予算というのが見えなくて、そこをちょっとお伺いしたいです。その中で、設計費とか建設工事費とか、債務負担行為のほうに厨房設備とかあったのですけれども、今後かかりそうな予算、そういったところももし分かればお伺いします。

（道の駅整備プロジェクト課長）道の駅整備の総事業費ですが、事業開始から令和6年度までの決算額と令和7年度から令和10年度の継続費及び、これ想定になります。令和7年度から令和10年度の継続費以外の事業費を合計しますと、これあくまで想定ですが、約62億円です。その中で、令和7年から令和10年、継続費以外の、これはあくまで今後の事業なので、想定なのですが、こちらは約5億円と想定しております。

以上です。

（高橋）ということは、想定というところでしたけれども、総事業費62億円かかりますという、そんな道の駅なのですけれども、その上で事業計画というのですか、年間の来場者数とか、あと売上げであったりとか、あとは客単価とか、そういったところというのを設定をされているのかなって思うのですけれども、あとは収支のシミュレーションというか、その辺りをちょっと計画で出ている部分で結構なので、お伺いします。

（道の駅整備プロジェクト課長）これは、あくまで管理運営候補者選定時のファーマーズ・フォレストからの提案書によるのですけれども、年間利用者数、開業1年目から想定で初年度95万人で、2年目以降、毎年5万人増を見込んでおります。また、年間の売上高、客単価についても、

年間利用者数に平均客単価1,000円として算出して、年間売上高は初年度9億5,000万円、2年目以降、毎年5,000万円増を見込んでおります。

収支シミュレーションのほうなのですけれども、こちらは道の駅こうのすが収益を生み出す機能も併せ持つ複合施設なのですけれども、あくまで収益は政策目的を持続的に果たすための手段として位置づけられておりますことから、施設全体としては、こちらちょっと政策目的優先の施設であるというところで、ちょっとシミュレーションのほうは算出していない状況でございます。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。近隣の道の駅というのは、今ご説明いただいた内容も、例えば桶川とか、1年前にちょうどできたものだと思うのですけれども、その辺りの数字って分かりますか。例えば売上げとか、来場者数とか分かれば。分からなければ大丈夫です。比較できるかなと思ったので。分からないですね。大丈夫です。続けます。

(委員長) 続けてください。

(高橋) 次行きます。

272ページの商工会補助事業、たしか7年度の法人市民税の減少という、だったと思うのですけれども、この補助金の、中小企業さんとか法人さんの支援という事業かなと思うのですけれども、補助を受けた事業者の売上げとか雇用の変化とか、そういったところというのは把握されているのでしょうか。この事業として支援をしました、もちろん当然法人として成長してもらうためのサポートだと思うので、そういったところの追っかけというのはやっていらっしゃるのでしょうか。もし分かりましたらお伺いします。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

商工会のほうに確認いたしましたところ、伴走支援をされている場合については、そこを把握できる場合もあるということですが、支援が終わった後は個人情報等々ございますので、今のところ把握はしていないと聞いております。

以上でございます。

（高橋）ということは、追っかけられているところというのは、大方効果というのはどんな感じ出ているのでしょうか。

（商工観光課長）商工会のほうで効果検証というのは特にやられていないということでおっしゃっていましたがけれども、うちとしては事業の評価しておりますので、商工業の支援という形になりますと、市内の事業者数とか、事業所割を納めている事業者数とか、あと法人の従事している従業員者数等々を調べさせていただいて、それを一応うちのほうの商工業の振興の指針とさせていただいているような形になっております。以上でございます。

（高橋）ということは、ちょっと効果が出ていれば、お金投資している事業さんには頑張ってください、今おっしゃっていただいたことが効果が出てればいいと思うので、そこもやっぱり見ていますよというのも、受けられた法人さんというのもしっかりやらなくてはと思うと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。

続きまして、272ページのにぎわい交流館管理運営事業についてお伺いします。7年度と全く同じ委託料だったと思うのですがけれども、まず7年度、委託者替わったと思うのですがけれども、昨年、実際の結果、今見えている、着地できそうな利用者状況だったり、あと売上げであったりとか、来館数というのですか、その辺り詳細にお伺いしたいのですがけれども、6年度と比較したいので、両方お伺いできればと思います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

そうしましたら、今年度、年度途中でございますので、昨年の同月12月時点の数字でお答えさせていただきたいと思います。施設収入といたしましては、令和6年度が1,024万7,715円、7年度が896万6,973円となっております。利用者数は、令和6年度が1万6,849人、令和7年度が1万703人となっております。稼働率でいいますと、カフェ収入と施設利用収入で比較をさせていただいております。カフェ収入につきましては、令和6年度は932万7,290円、令和7年度が839万6,173円となっております。施設利用料金は、令和6年度が17万6,000円、令和7年度が11万1,500円となっております。指定管理者の変更に伴う具体的な成果といたしまし

ては、自主事業の実施の回数がかなり増加しております。あとは、カフェ提供のメニューが、売上げは落ちていますが、メニューは値下げしておりますので、これはちょっと勘案しなくてはいけないことかなと考えております。

以上でございます。

（高橋）今のご答弁からいうと、令和6年度よりも売上げも来客数も減っていると思うのですけれども、その要因というのは見えているのでしょうか。結構かなり頑張っているのは分かっているのです。いろんなメニューも、日本薬科大学と女子栄養大学のメニューとかが増えたりとかしていると思うのですけれども、思ったよりも、ちょっと増えているかなと思っていたので、この減少してしまった要因というのは分析はされていますか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

年度途中ですので、具体的に報告が指定管理者のほうから上がっているわけではないのですけれども、事業者が替わったことによってメニューが変更になったことで、年度当初ちょっと客足が伸びていなかったというお話は伺っております。また、野菜の販売等々もちょっとまだ実際に再開できていない状況で、もう少しで再開できるという話も伺っていますので、年度でメニューが変わったほうがちょっと影響はしていると思うのですが、ただ経費の節減は頑張っていたようにして、今のところマイナスにはなっていないと、若干のプラスは出ているというお話は、具体的に数字はちょっと伺っていないのですけれども、そういうお話を伺っております。

以上でございます。

（高橋）分かりました。経費の件も今お話ありましたが、今回全く同じ委託費になったと思うのですけれども、売上げが減っていて、来客数も減っている。経費ということは、人件費が、普通はというか、減るのかなというふうに考え方としては思うのですけれども、そこは同じ金額で設定したという根拠、あとはやっぱり売上げが減っている、全体的にコストも下げなくてはいけないという、そういったところのお考え

というのは市としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

まず、指定管理料の関係ですけれども、これは債務負担行為組まさせていただきますので、5年間の限度額決まっておりますから、その中でやらせていただくという形で、当初選定するに当たって事業者からこの金額でという提案がございましたので、その提案を受け入れてやらせていただいている状況でございますので、人件費等々は、あと経費につきましては、その指定管理者のほうの努力によって軽減なり、そういうことができるかなと考えております。

以上でございます。

（高橋）分かりました。ちょっとそこは市としてもしっかりとサポートしていただければなというふうに思います。

あと、もう一点、あそこの建物は割と古い建物かなというふうに思うのですけれども、修繕費とかというのはこの委託費は別で、市のほうで、要するにどちらがお金を支払うのかなというところ、あとは修繕費の推移というか、どのように見ているのか、その辺のをちょっとお伺いします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

それでは、直近5年間の数字がありますので、まず市で負担したものの修繕費でございますが、令和4年度は約120万円で、指定管理者が指定管理費の中に小規模の修繕費含んでおりますので、それが年間で20万円。5年度につきましては、市で行った修繕はございません。指定管理者のほうで、指定管理料に含む修繕費が20万円。令和6年度は、市で行った修繕はございません。指定管理者のほうの指定管理料の中に含まれている修繕費が20万円。令和7年度につきましては、ちょっと協定の内容変わりましたので、まず指定管理者のほうで使った金額が10万9,000円、今の現在で。市のほうで修繕させていただいたのが、先日補正で出ささせていただきましたけれども、自動ドアのところの雨漏り、これが83万6,000円というふうなことでございます。

以上でございます。

(高橋) すみません。ちょっと確認なのですが、受託者のほうが修理をする上限が20万円ということなので、それ以上になると市のほうでというので合っていますか、認識。

(商工観光課長) 協定の中でそのようになっております。
以上でございます。

(高橋) 続きまして、276ページの花と音楽の館かわさと管理運営事業でお伺いします。

こちらにも利用者数及び稼働率とか、そういったちょっと詳細に、どのような、その施設の評価というのですか、が見えるような数字というものを伺いたいのですけれども、お願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時37分)



(開議 午後1時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) すみません。お答えさせていただきます。

そうすると、まず来館者数と利用者数でよろしいですか。令和6年度、これを同月で考えますので、令和7年の2月と令和8年の2月で来館者数が、令和6年度につきましては10万816人、令和7年度につきましては10万796人となっております。貸し館の利用者数につきましては、令和6年度、先ほどと同じ時期ですね、1万761人で412件、令和7年度につきましては1万99人、469件となっております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時39分)



(開議 午後1時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(高橋) 先ほどのにぎわい交流館もそうですし、道の駅とかにも通じるのですけれども、こういった公共施設というのはやっぱり収益型施設な

のかとか、政策的目的の施設なのかというのを明確にしなくてはいけないのではないかなというふうに、特に今この時代だと、そういったところも必要なのかなと思うのですけれども、このかわさと館、こちらの川里の花と音楽の館かわさとは、恐らく政策的目的のほうが強いかなというふうに思っているのですけれども、その評価基準というのですか、どういったことが市に寄与しているというか、市民に寄与しているとか、そういったそういう明確な評価指標というものはどのように出しているのか。数字とかだと分かりやすいではないですか。売上げとか、来館数とかで分かりやすいのですけれども、そういったところをどういうふうに評価しているのかというところをお伺いします。

(商工観光課長) 申し訳ございません。休憩をお願いいたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 1 分)

(開議 午後 1 時 4 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) 申し訳ございません。評価基準と数値というお話でございますけれども、指定管理者の選定の手続において、2つの数値目標を提出していただいております。1つが利用者数、入館者数で、令和7年度につきましては12万人を目標値をしております。2つ目は、利用者満足度で、令和7年度は83%を目標値としておりますので、今年度の実績と報告を合わせて、2つの評価基準をクリアしているかどうか確認をしたいと考えております。

以上でございます。

(高橋) 最後1個、分かればいいのですけれども、この施設の、結構大きい施設ではないですか。年間の維持管理費の総額費というのは分かれますか。分かりましたら伺います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

維持管理の総額に当たるかどうかというのはちょっと何とも申し上げられないのですけれども、指定管理料でいきますと3,719万8,000円ござ

います。

以上でございます。

（高橋）指定管理料の中には経費全部……その施設に全部かかる総額費用というのを知りたいので、そこは難しいですか。出せないですか。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

いわゆるその施設を管理運営していく、1年間でどれだけで管理運営できるかという金額を指定管理者さんが提案をしていただいて、その金額を、5年間で幾らでできるよということをこちらのほうに提案していただいて、うちのほうでそれを承諾して、選定させていただくような手続になっておりますので、考え方によりますと、その金額で維持管理ができると、特別な修繕がない限りという考え方で私たちはやっております。以上でございます。

（高橋）すみません。ちょっと教えていただきたいのですけれども、ということは、委託費の中に光熱費とか、そういうものとかも全て含まれていて、受託された側の法人さんが全てそこで賄って、全てその中でやってくくださる。はみ出しても、市から出すことはないよという認識で合っていますか。

（商工観光課長）指定管理料の中に全て含まれておるという考え方でおりますので、経費が節減できればプラスになるし、ちょっといろいろなことがあればマイナスになる場合もあるという形になっております。特別な場合になったときには、市と指定管理者で協議して、どのようにやっていくかという形になります。

以上でございます。

（高橋）本当にすみません。最後です、これは本当に。先ほどにぎわい交流館が20万円が修繕費が上限っておっしゃっていたのですが、こちらの施設は修繕費の上限というのは設定されているのですか。

（ちょっと確認します。休憩お願いいたしますの声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時45分）

◇

(開議 午後1時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

(商工観光課長) 大変お待たせしました。失礼いたしました。
花久の里修繕費、指定管理料の中に20万円入っております。
以上でございます。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 付託された部分でありますが、1点目が、まず道の駅整備事業で、今進められていますが、一番肝腎な道の駅整備事業の中での鴻巣らしい農産物の直売というか、生産について、まだなかなか具体化されていないということがよく分かりました。そういう点では、本当に道の駅整備は進めるけれども、業者任せの内容であるという点が1点目です。
それから、2点目が、この委員会では指摘しませんでしたけれども、私の一般質問もあるものですから、あえて言いませんでしたけれども、新たなごみ処理施設整備事業で、中部環境保全組合から外周道路の整備の受託費が計上されています。

それから、3点目が避難所開設訓練に当たる業務委託ということがあります。

以上3点を指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

す。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時52分)



(開議 午後2時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第31号 令和8年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) では、何点か質問させていただきます。

まず歳入で、理解するのが難しいのですが、保険者インセンティブというのはある、これ報酬金なのですか。これについてちょっと教えていただきたいと思います。

(国保年金課副参事) お答えさせていただきます。

保険者インセンティブというのは、各市町村の国保の保険者が、医療費適正化に向けた取組等に対する支援を支援するために、各保険者の取組状況に応じて国、県等の交付金を交付する制度となっております。

具体的には、こちらの資料2-1にあります保険者努力支援分、あるいはその下の特別調整交付金分(保険者努力支援分)、あと特に保険事業に特化したその下の2つ、括弧、事業費・事業費連動分と言われるものがそういったものになります。

以上です。

(橋本) これで本市は、よい、報酬金、報酬金というインセンティブというか、イメージだと思うのですが、少し少なくなっているということでしょうか。イメージとして。

(国保年金課副参事) これは、今の課長からも説明ありましたように、全体として歳入の保険税水準の統一とともに、歳出のほうも、保険事業を含めて県内で統一しようと考えているところから、県としては各市町村ごとの差が小さくなることも考えまして、全体の予算枠が、県の予算枠が減っていると考えております。

以上です。

(橋本) あと1点、歳出の特定健診ですか、新規で内臓脂肪肥満に着目した糖尿病、何かそういう特定保健指導というのが出ていたのですけれども、これは一体どういったものの健康診断なのですか。ちょっとそれだけお伺いしたいと思います。

(国保年金課長) こちら特定健診で例えばBMIが一定以上とか、ヘモグロビンA1cが一定以上超過したものに対して、専門家、管理栄養士、保健師等が保健指導とかをするものになります。

以上でございます。

(橋本) これ私もいつもそこ引っかかっているのですけれども、今までそれで、当然引っかかって、AだEだとかなんとか、特にこの内臓脂肪肥満に特化したということではないのですか。

(国保年金課長) 特定健診の目的というのは、内臓脂肪肥満型を特化するとか、そこの健康診断になりますので、そこをうたい文句にして、やっぱり内臓脂肪が肥満になると、やはり全体的に体のバランスが悪くなりますので、そちらをターゲットに特定保健指導を行うということになります。

(橋本) 最後1つ、糖尿病の重症化の何かありましたよね。これって今までどのような取組をしているのでしょうか、重症化予防に対して。

(国保年金課長) こちら国保連合会が行っている事業に各市町村が協定を結んで行っている事業になっておりまして、糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、要するに対象者はちょっと危ない方を、対象者を抽出して、例えば保健指導とか受診勧奨等を行う事業になっております。

(橋本) 最終的にはやっぱり人工透析までいかないようにというのが目的とか、そういうことではないのでしょうか。

(国保年金課長) 先ほどの保健指導も、この糖尿性腎症も、最終的に人工透析にいつてしまうと医療費が膨大にかかってしまうと。我々保険者としてはもちろん皆さんの健康第一ですけれども、ちょっと金銭的なもので、そこまでいつてしまうと医療費もかかってしまいますので、当然そこまでいかないような形に事前に食い止めて、保健指導等、受診勧奨等を行うというのが目的となっています。

(橋本) ちなみに今、透析の患者って本市で何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか、分かりますか。

(国保年金課長) ちょっと手元にないので、申し訳ございません。

(じゃ、大丈夫です。以上で終わりますの声あり)

(竹田) 丁寧な説明、出る前に質問通告出したものですから、質問の組み立て方をちょっと整理できないまま質問しなくてはいけないのですけれども、440ページで滞納の数字、滞納額が出ていますが、何世帯、何人分でしょうか。

(国保年金課副参事) まず、440ページの滞納繰越分なのですが、こちらはいわゆる6年度の実績や7年度の予算編成時までの状況を見て、推移を見て計上させていただいたものです。その上で、滞納世帯数ということなのですが、こちら令和7年12月納期以前のものについて、先週末までにお支払いいただいていない世帯が987世帯でした。

以上です。

(竹田) 何人かお分かりでしょうか。

(国保年金課副参事) 国保税の納税義務者は世帯主と決まっていますので987世帯、987人ということになります。

以上です。

(竹田) 今回、子ども・子育て支援金ですけれども、集めた金額よりも歳出の金額のほうが多いですね。この原資となるところというのはどこから持ってくるのでしょうか。

(国保年金課副参事) 今委員おっしゃられますとおり、歳入の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金分は約6,300万円計上しています。あ

と、歳出の国保事業費納付金の子ども・子育て支援納付金分は7,580万円ということになっています。こちらなのですが、歳入のほうで実際に被保険者の方にご負担いただく保険税のほかに、世帯の所得が一定水準以下の場合、軽減制度というのが国保はあるのですが、そちらのほうで実際には被保険者から軽減されるのですが、一般会計からの繰入金のように振り替わる軽減分というのが約830万円、また軽減に該当する人数分、公費の支援がある保険者支援分という、別の国、県の支援分があるのですが、こちらも約500万円、子ども分として見込まれるところから、合わせて約7,600万円の歳入が見込まれ、納付に必要な課税はなされております。

以上です。

（竹田）早い話が、いろんなところから出して、いわゆる子ども・子育て支援金というのは基本的には県から国に行く仕組みでよいのでしょうか、確認します。

（国保年金課副参事）こちらは、我々埼玉県に納めまして、埼玉県のほうは社会保険を含めて医療保険を管理している社会保険診療報酬支払基金というところに収めて、そこの支払基金というところがもう全ての保険者からの財源を集めて国に納めるということです。

以上です。

（竹田）それからあと、先ほど保険者努力支援金の中身で、収納率が鴻巣市は結構高いのですけれども、それがあまり加味されていないというご説明だったと思うのですけれども、保険者努力支援金の中でなぜこれが、収納率を高めるというのはかなりの努力していると思うのですけれども、そのところはそんなに評価されなかったのか、何か県から説明があるのでしょうか。

（国保年金課副参事）収納率はいろんな保険者インセンティブのところに関わるのですが、特に今回県のほうで見直しをされたのが、資料2-1でいいますと、2-1の特別交付金、7つ並んでいるのですが、下から2つ目の県繰入金（2号分）という、こちらで、本市は収納率がいいので、例年3,000万円前後の評価点といいますか、金額を受けられていた

のですが、こちらが、取組状況としての評価はあるのですが、収納率の結果としての部分については今後評価基準からなくすというような通知がありましたので、予算額もこのように下げさせていただきました。以上です。

（竹田）続いて、いわゆる2割、5割、7割の軽減世帯というのは、どこかこの資料にはないですよ。なかったと思う。ちょっと軽減世帯だけ教えてください。

（委員長）いいですか、質問。今の質問ですね。

（竹田）はい、そうです。2割、5割、7割の軽減世帯、世帯数。

（国保年金課副参事）保険基盤安定繰入金の対象者なのですが、こちら繰入額も人数で決まりますので、すみません、人数でお答えさせていただきます。7割軽減で4,703人を見込んでおり、同じく5割軽減で2,840人、2割軽減で2,889人を見込んでおり、これ合計すると1万432人を見込んでおります。

以上です。

（竹田）ということは、保険者の被保険者の人数からいったら、結構全体に被保険料が、2万2,000人のうち約1万、半分以上が、いわゆる2・5・7軽減の、なるということですから、結構国保の加入者の、入っている人、国保加入者の圧倒的多数は所得があまりないというか、低所得者だというふうに私は理解するのですが、そういう理解でよろしいのか確認します。

（国保年金課長）今委員がおっしゃっていることは、いわゆる国保のかわいいにいろいろ出ますと、国保の構造的な問題、国保は被保険者の高齢化であり、所得があまり高くないと、あと1人当たり医療費が高いというのが国保制度の構造的な問題ということで、国保の業界ではそのようなことで一応認識はされております。

以上でございます。

（竹田）ということは、国保の構造的な問題で、毎年国保審議会委員の会長さんなどが埼玉県出身の国会議員の方に要請行動をして、せめて国保に1兆円あれば値上げしなくて済むのだということで要請行動を行っ

ているのですが、来年度予算の国保の中では1兆円要求していますけれども、全体としては約3,400億円くらいしか国の補助金というのは入っていないのではないかとこのように考えるのですが、実際はどうか、この予算やるに当たって。

（国保年金課長）委員おっしゃるとおり、毎年国保運営協議会会長、私もちょっと随行で行きましたけれども、県選出の国会議員に陳情を通して国庫の公費負担をもらうように陳情等するのですが、例えば今具体的な金額が出ましたけれども、その金額ではなくて、国のほうは3,400億円の公費負担で死守というか、そこは遵守するということがありまして、増額ということの話は承ってございません。

（竹田）続いて、未就学児の均等割部分というのは、この歳入の中ではどこに入っているのでしょうか。ちょっとよく読み取れなくていけないのですが、均等割の保険税の軽減措置の、いわゆる財政安定化基盤と、それから一般会計から……ちょっと元へ戻します。

未就学児童のいわゆる均等割について、保険税の均等割について、国からは補助があるのでしょうか。

（国保年金課副参事）こちらのほうですが、資料2-2を見ていただきたいのですが、2-2というのは一番上から繰入金はずらっと書かれています。他会計繰入金の中に5つあるのですが、そのうちの2つ目、2と書いてある未就学児均等割保険税繰入金、こちら585万円が歳入として計上しています。この財源の内訳なのですが、2分の1が国、4分の1が県、残りの4分の1が市の一般会計になります。

以上です。

（竹田）この未就学児の医療、未就学の分は、あくまで未就学児で、もっと年齢を拡大するとかというふうな、国から何か通知来ているのでしょうか。

（国保年金課長）こちらは、先ほどの国との陳情で、さらに子どもに対する支援を厚くしようというふうな話がありまして、それが生かされたかどうか分かりませんが、高校生まで令和9年度から均等割軽減について検討するというのを、ちょっとまだこれから法令等が出ると

思うのですが、一応そういう話のほうについては聞いております。

（竹田）分かりました。そうですよね。子育てしようって、応援しろって言いながら、子育てしている人から均等割部分をいただいってしまうというのはちょっとあれかななんて思うので、あえて質問させていただきました。

続いて、賦課徴収事業で、先ほど滞納世帯が987世帯であるということでした。この人たちの賦課徴収は収税課が行うのですけれども、マイナ保険証を持っていれば、いわゆるずっと使えるのですよね、保険税を払っているかどうかは別として。その人たちへの対応というのはどのようにされるのでしょうか。例えば今までは毎年更新月があって、7月までの健康保険証だったのですけれども、今度は資格確認書ということで8月1日から使えるようにしているのですけれども、マイナ保険証を持っている人への対応、それから持っていない人への対応についてはどのようにされるのでしょうか。

（国保年金課長）委員おっしゃるとおり、滞納がある方でもマイナ保険証により引き続き医療機関の受診は可能でございます。昔は、確かにマイナ保険証の前は、いわゆる短期証とか、資格証明書とか、そういったもので対応することになっておりますが、マイナ保険証についても引き続き医療機関の受診は可能でございます。資格確認書についてもそのまま普通に使えますので、例えば滞納者に対する対応というのは、例えば通常の督促、催告、滞納処分等で対応しているのが現実でございます。

（竹田）あと、452ページで、高額療養費事業で、前年度と比べても減額になっているのですが、高額療養費そのものの限度額を上げるということはもう法律で通ってしまったという認識なのですか。所得区分によって違うと思うのですけれども。

（国保年金課長）高額療養費については、一時期いろいろなことがあって、細かい意見を聞かなかったので頓挫したのは確かに事実でございます。今社会保障審議会、高額療養費の部会等で話し合っている状態で、具体的に幾らかというところについては私たちまでは下りてはきており

ません。

(竹田) 先ほどの458ページの保健衛生普及事業で、医療費適正化データ分析業務委託料です。これは先ほどA Iか何かで電話をかけて、要診査とか、要治療の人には勧告する内容も含まれているのですけれども、これはどこに委託をしておられるのでしょうか。

(休憩 お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時46分)



(開議 午後2時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) 先ほどの未受診者の自動架電業務をについては、このようなことを専門にやる業者のF o o n z株式会社というところに、横浜に会社がありますF o o n z株式会社というところに委託しました。

(竹田) F o o n z株式会社に委託するに当たっては、それは国保連合会がまとめてやるのか、鴻巣市の保険者としての選定を行うのかということと、やはりこういういわゆる個人情報にみんな分かるわけですよ。そういう点ではF o o n z株式会社との契約内容では、個人情報についてはしっかりと管理してくださいということも含めて誓約されているかどうか確認をします。

(国保年金課長) 今ちょっと国保連合会というお話があったのですが、このところについては市独自でやっておりますので、今、7年度につきましては当然、F o o n z株式会社にやりましたけれども、当然個人情報についても、当然一定の市の規定に基づいて委託はしております。8年度についてはこれから、またこの業者も含めていろんな業者がございますので、これから業者選定については行いますので、その業者につきましても当然市の個人情報の関係することとなりまして当然委託する予定になっております。

以上でございます。

(竹田) 最後に、マイナ保険証の交付率と稼働率というのは、令和8年

度予算ではどのくらいまで見込んでおられるのか。これは、国保事業とはまた別かと思えますけれども。

(国保年金課副参事) すみません。こちらの数字につきまして、1年ごとというか、年度末に目標値は特に定めておりません。以上です。

(竹田) 3か月に一遍、国保連合会から、マイナ保険証の持っている方、そして稼働率などの情報もあると思うのですが、そういう直近の情報というのはお持ちでしょうか。

(国保年金課副参事) 国民健康保険につきまして、国保連から毎月通知があります。現在把握している最新の数字が令和8年2月末時点なのですが、こちらはマイナ保険証の利用登録率としましては71.42%です。また、医療機関等でのマイナ保険証利用率、こちらは少しタイムラグがあるため最新データが11月診療分なのですが、72.21%となっております。以上です。

(竹田) では、最後にちょっと確認をしておきたいと思います。今回の税率改正と子ども・子育て支援金で、1人当たりの平均の保険税が、前年度と比べて、1人当たりの調定額ですけれども、1万5,662円上がるということを予測した予算になっていますけれども、年1万5,662円というのは非常に大きい数字かなと思うのですが、担税能力についてどのようにお考えか、最後お伺いして終わります。

(国保年金課長) やはりこれだけの金額、負担をお願いするわけですので、当然市民の方々、負担が大きくなるということは我々も認識はしております。先ほど軽減措置等、7割、5割、2割等もありますので、被保険者の方々にこういう状態、医療費と国民健康保険制度の状態だということと、持続可能で安定的な制度を望むためにこの保険税でお願いするというを十分に周知いたしまして対応していきたいと思えます。

(大塚) 1点だけ。用意していただいた資料の2-2、⑤、一番上の表になりますが、ここの最後に得点順位という表示があります。恐らく毎年用意はしていただいていたのですが、あえて細かいところを見ずに今日に至ってしまったので、念のため伺いますが、ここでいう得点とい

うのは何を指して、この得点はどういう意味なのか、それをちょっと伺います。

（国保年金課副参事）こちら毎年7月に取組評価として県のほうの調査が来まして、そちらに回答したり、あるいは実績値の各種受診率等の実績値を足された上でこの内示額が出るのですが、それぞれ評価点というのがついております。そちらの評価点を合計したもので、順位と申しますか、配分額が決まるものとなっております。

以上です。

（大塚）そうしますと、先方から、いわゆる県から出されたもの等について回答する。それは、いわゆる自己申告。鴻巣市の状況を数字換算なりなんなりで報告をして、それをあちらがまとめて、最終的には63市区町村別の順位がこれだというような、これが数字としてはそんなイメージでよろしいのでしょうか。

（国保年金課副参事）実際には取組評価ということで、やっているかやっていないかという指標もあったり、あるいは実績としての受診率等のいろんな指標があるのですが、委員おっしゃるとおり、最終的にそれらを合算した上で得点が決まるものです。

以上です。

（国保年金課長）先ほど橋本委員からご質問がありました人工透析の人数がどのぐらいだというご質問なのですが、ちょっと今確認しまして、令和6年度のいわゆる年次月報の最終数値として88名の方がなっております。だから、1年たってちょっと増えたかどうか分かりませんが、その数字が一応令和6年度の年報として報告している数字になっております。

以上でございます。

（高橋）資料3-2のところでもちょっとお伺いしてもいいですか。表5の特定健康診査の受診率が出ているのですがけれども、こちらは県の受診率と比べて、鴻巣市は。そこを比較したいのですがけれども、分かりませんか。

（休憩お願いいたしますの声あり）

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 5 6 分)

(開議 午後 2 時 5 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

(国保年金課長) 県の受診率はちょっと細かいデータ持っていないのですが、県内の40市の順位で令和6年度は16位、令和5年度は18位で、大体真ん中ぐらいの順位を一応キープしていることになっております。以上でございます。

(高橋) ありがとうございます。真ん中くらい。

受診率が向上すれば重症化予防が成り立つよという、そういう立てつけなのかなというふうに思うのですけれども、この栄養総合管理アプリというのは、これは検診をして、ちょっとスキームなののですけれども、重症化予防、ハイリスクのある方が栄養アプリを使うということにつながっているのですか。また、その利用率というか、どれぐらい今利用されているのか、あとは効果はどれぐらいあるのかお伺いします。

(国保年金課長) 理想を言えば、重症化した方がこのアプリ使って、栄養指導をして下がるのがいいのですが、正直栄養指導のアプリを今使っている方は2名しかいらっしゃらなくて、こちらからある程度高血圧の方とかそういう方について問い合わせをして、やってみませんかって問い合わせをして、やっていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

(高橋) アプリ使っている方が少ないからこの予算額が下がったということですか。7年度から予算額が下がって。2名って、でもすごく少ないではないですか。せっかく栄養指導の重症化予防の観点からそういうものがあるのに、そこのところ利用者が少ないという要因というのは何かあるのでしょうか。

(国保年金課長) まず、予算が少ないのは、20名想定したのを今回10名としたのがまず1つございます。こちら、アプリを使って、管理栄養士

がハイリスクの方、管理栄養士のほうが指導しますので、その分もちょっと少なくなっているのかなというのが現状でございます。

（高橋）分かりました。でも、せっかく重症化予防のためにそういったアプリがあって、そこに市民の方が健康になってもらうためのアプリだと思うので、そこをしっかりと特定健診とか重症化予防事業として、連動してしっかりとつなげるということは引き続きやっていただきたいのですけれども、そのスキームというか、どういう感じで、すみません、流れがちょっと分からなくて、どういう方がそのアプリを利用する。自分で調べて自分でやるというわけではないですものね、きっと。特定健診で引っかかりました、BMI高かったです、ではそれでアプリやってくださいという感じでドクターのほうから言われるという感じですか。その辺のスキームをちょっと詳しく伺いたいです。

（市民生活部副部長）このアプリの事業につきましては、特定健診を受けた人の中で、高血圧で基準値という形で、ある程度こちらで設定したリスクのある方というのを抽出して、その方に対しては全ての方に、まず2つに分けます。医療に即かかったほうがいい人については医療勧奨のお手紙を、グリーンと言ってあれなのですけれども、そのような方については保健センターと連携して行っています健康相談のご案内を差し上げています。あなたは高血圧の値にリスクがあるので、健康相談やっていますので来てくださいという方に案内を出して、その中に来てくださった方の中で、保健師だとか管理栄養士が指導するのですけれども、その中でこういったアプリを使って記録を取りながら血圧を下げるということを行いませんかというお声がけをして、その方に対して、国保年金課に配属しています管理栄養士がそのアプリを使ってやり取りをして、そして励ましながら、健康状態というか、高血圧、食事の仕方が高血圧でメインになってくるのですけれども、そこの指導を伴走型で続けていくという事業になります。

したがいまして、アプリだと幅広くポピュレーションで多くの人が使えりような枠組みとちょっと勘違いしてしまうのですけれども、今後の事業についてはハイリスクな方に対して専門職が伴走型でやっていくとい

うことなので、ある程度人数は今現状限られるというのが現状でございます。

ちなみに、昨年度も2名の方に働きをかけたのですけれども、その方が昨年度やって、令和7年度特定健診を受けていただいたと。1名の方はちょっと大病のほうになってしまって、入院されて、健診を受けていないのですけれども、もう一名の方については、腹囲が1センチですけれどもも減少している。あと、高血圧も上の値が下がっているというようなところもありますので、やはりハイリスクの方について、そのように伴走型でやることというのはある一定の効果が出ているのかなというふうに評価しております。

以上です。

(高橋) ありがとうございます、ご丁寧に。すごくよく分かりました。ということは、高血圧の方の対象でハイリスクの方がアプリを使っているということで、では重症化予防事業の糖尿病の重症化予防の方は使うことはないということ、そこは案内はできるということですよ。

(市民生活部副部長) はい、そのとおりです。現在、来年度予算について、令和7年度もそうですし、令和8年度予算についても、高血圧の方に対して使うという想定しております。

以上です。

(高橋) すみません。私の伝え方がもしかしたら、言い方が。高血圧の方、この糖尿病重症化予防は、どっちかというと血糖値ですよ。高血圧の方限定ということですか、このアプリは。糖尿病の方はされない。

(何事か声あり)

(高橋) なるほど。では、この特定健診とか重症化予防事業とかというのは、この辺はそれぞれ独立している事業で、別に連動しているわけではないということなのですね。

(市民生活部副部長) 特定健診の検査結果、受診の検査結果を用いて、それぞれの事業の対象者、ある程度リスクを分類をして、それぞれの方にいろいろな複数の保健事業を行っているというところになりますので、高血圧の方には高血圧向けの案内をしますし、血糖値が高い方とか

ヘモグロビンA1cだとかの数値がリスク引かかる方については糖尿性腎症重症化予防事業のほうに流れるでしょうし、そのような形で、特定健診の受診結果というのが先にあって、それから複数の事業に対象者を案内していくというふうな形になっております。

以上です。

（高橋）分かりました。

では、結局、健康になってほしいというのが目的だと思うので、医療費を増やさないとかというところで、アプリの利用というのは今言っていたみたいに改善したと、腹囲も1センチ減ったとかというふうに改善しているという効果も出ているということだと思うので、もっと利用者が、10人ですよ、目標10人ということでしたので、そこを増やす方策、今回2名だったということだったので、8年度は増やすための対策というのを最後お伺いします。

（国保年金課長）当然それに接する管理栄養士を増員したりとかして体制を整えるということが、当市としてはそこで体制として整えるということが一応対策となっております。2名から3名に、管理栄養士をする予定となっております。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（竹田）2点指摘しながら反対します。

県の保険税水準の準統一に向けて、毎年保険税率の見直しが行われ、さらに令和8年度は子ども・子育て支援法一部改正に伴う子ども・子育て支援納付金が課せられて、1人当たり1万5,662円の保険税が増えることとなります。今、物価高騰の中で保険税を増やすということは本当に市民生活にとって大変であり、国保に入っている方の圧倒的多数が所得が低い家庭という点から見ると、保険税の値上げにつながる本予算である

ことを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第31号 令和8年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時08分)



(開議 午後3時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第27号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 1点だけ、特別徴収と普通徴収の金額が増えたということの内容です。人数と1人当たりの納付額についてお尋ねします。

(国保年金課長) 今のご説明でもございましたように、今回増額調定分が6,449万1,420円になりますので、令和7年度人数2万949人で割ると、1人当たり3,078円の調定増となります。増額の原因につきましては、所得額の上昇、年金額の上昇ではないかというふうに広域連合からのほうの通知でございました。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第27号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和8年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 後期高齢者保険料は広域連合が決めるので、基本的にはそれに基づいて賦課徴収して支払うということですが、今回1人当たりの保険料が医療分で9万8,272円で、子ども分で2,519円になります。そういう点では、年金がほとんど上がらない中で1万4,903円もまた上がって、かつ子ども分については毎年改正を行うということでしたので、本当に年を重ねても大変だなと思うのですけれども、この法定減免の対象人数というのはどのくらいおられるのでしょうか。全体は2万1,357人ですけれども。

(国保年金課副参事) 基盤安定繰入金の数字をお答えさせていただきます。

こちらもやはり広域連合の見込みになるのですが、7割軽減対象者が6,918人、5割軽減が2,745人、2割軽減が3,640人、それと被扶養者の5割軽減というものがあと105人おりました、合計が1万3,408人となっております。

以上です。

(竹田)ということは、保険者一人一人が、75歳以上の人は払うわけで、夫婦そろって払ったら、平均払うとすると約26万くらい保険税だけで払うようになりますけれども、やっぱりこの鴻巣市の後期高齢者の所得水準というのは、どのように評価されておられるのでしょうか。

(国保年金課長) 所得水準ということなのですが、具体的な数字はあれなのですけれども、ちょっと県内ではあまり高いほうではないというふうな一応評価にはなっております。

以上でございます。

(竹田) 分かりました。

では、保険料の徴収事業で、いわゆる現年分と、あと過年度分がありますけれども、今実際に何人の方が滞納されておられるのでしょうか。

(国保年金課長) 令和8年1月現在で滞納件数、1名が複数の期月も滞納するというカウントになりますけれども、そちらで886件の方が滞納件数になってございます。

以上でございます。

(竹田) そういう点からいうと、基本的には同じだと思うのですがけれども、後期高齢者の場合は無条件に資格確認書というのを昨年、今年度というのですか、送っていましたがけれども、令和8年度においてはどのような対応をされるのか伺います。

(国保年金課長) こちら国のほうから通知が来ておるのですが、この辺まだ確定ではなくて、ちょっと現場と当局のほうとの兼ね合いがあって、一応85歳以上の方は全部送るということになっておって、85歳未満の方は、年6回マイナ保険証を使った方については、資格確認書ではなくて、資格情報のお知らせを送るというふうな形で通知が来ておるのですが、現場の広域連合を含めまして、あまりにもそれは現場感がないのではな

いかという話がありますので、まだそこから先の話はちょっと下りてきておりませんが、そういったことが一応国からは示されております。

（竹田）分かりました。マイナ保険証のために、結構現場の皆さんは苦労されていると思うのです。いわゆる事務の標準化、DXの標準化でこの辺進められていると思うのですけれども、通知なんかもう少し例えば大きな字で書いていただくとか、そういうことというのはできないのでしょうか。いろんな通知見ても、結構高齢になると小さい字が苦労するのですけれども、そういう点での通知文書というのは何か工夫される予定があたりかどうか確認したいと思います。

（国保年金課長）市が裁量でできるものについては、当然通知文等はより見やすいようにするのがもちろん鉄則でございますので、そこら辺は前向きに検討させていただきたいと思います。ただし、広域連合からとか、国からの仕様で固まってしまうものについては、要望は我々も何度もいたしますけれども、なかなか変えかねるところもあるのもまた現実でございますので、それはちょっと我々も歯がゆいところではあると思っています。

以上でございます。

（竹田）分かりました。実際に、先ほどまだ国の方針は決まっていないけれども、85歳以上の人は基本的には無条件で資格確認書を送付してねというのは今のところ来ていると。それ以外の人はどうするのだということなのですけれども、マイナ保険証の交付率と、あと稼働率というのはどのぐらいになっておられるか、最後確認します。

（国保年金課副参事）こちら後期高齢者のマイナ保険証の交付率につきまして、広域連合のほうから不定期に報告があります。現在確認できる直近の数字ですと、マイナ保険証の交付率が71.48%で、医療機関等での利用率というのですかは、こちら35.66%となっております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 2点にわたり質疑し、反対します。

1点目が、後期広域連合による後期高齢者保険料の値上げの年であります。さらに、子ども・子育て支援金も追加され、この子ども・子育て支援金は毎年見直しをされるということでもあります。そうでなくても年金はほとんど増えない。物価高騰の中で、平均して値上げ幅は1万4,903円も前年度と比べて値上げになる本予算に反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第35号 令和8年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時30分)